

令和 8 年 度

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 証人喚問について 1
- 1. その他 3 1

令和 8 年 7 月 1 7 日（金曜日）

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会 会議録

令和8年7月17日 金曜日

午後1時30分開議

午後5時01分閉議（実時間168分）

○本日の会議に付した案件

1. 証人喚問について

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	中山諭扶哉君
副委員長	木村博幸君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	野崎伸也君
委員	橋本貴喜君
委員	深田浩介君
委員	村川清則君
委員	山本敬晃君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○法第100条第1項により出頭した証人

証人 中村博生氏

○記録担当書記

栗山大次郎君
松崎広平君

（午後1時30分 開会）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、定刻と

なり、定足数に達しましたので、ただいまから
新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を開会
いたします。

まず、報道機関及び一般の方から傍聴の申出
がっております。当調査特別委員会の運営要
領に基づき、これを許可することに御異議ござ
いせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認
め、そのように決しました。

それでは、傍聴者及び証人入室のため、小会
いたします。

（午後1時30分 小会）

（午後1時38分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

次に、撮影及び録音についてであります。
当調査特別委員会の運営要領に基づき、報道機
関のみ許可することといたしたいと思いたす
が、これに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認
め、そのように決しました。

なお、委員会中、基本的人権やプライバシー
保護等のため、必要に応じ、秘密会になる可
能性があります。その際は、報道機関も含め、傍
聴者には退席いただきますので、御承知おき願
います。

報道機関の方々へ委員会よりお願いです。証
人の撮影に関しましては、顔が写らないよう背
面からのみで行うようお願いをいたします。

◎証人喚問について

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、初め
に、1、証人喚問についてでございますが、地
方自治法第100条第1項に基づき、中村証人
に会議への出席を求めています。

中村証人におかれましては、本日はお忙しい

ところを御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関する事、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷、もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときには、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができますとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員御起立をお願いいたします。

宣誓の朗読をお願いします。

○証人（中村博生氏） 署名しなくていいの。

○委員長（中山諭扶哉君） まだ、宣誓をお願いします。

○証人（中村博生氏） 宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。

令和8年7月17日。中村博生。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございました。

それでは、証人は御着席の上、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

それでは、皆様、御着席ください。

これより証言を求めることになりますが、証言は、証言を求める範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証言の際は御着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいで結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

中村証人から証言を行うに当たり、メモ等資

料を持ち込みたいとの申出がありましたので、これを許可いたしましたので、御了承願います。

これより、中村証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

氏名、住所、職業、生年月日については事前に御記入いただいております。確認事項記入表のとおり、間違いございませんか。

○証人（中村博生氏） はい。

○委員長（中山諭扶哉君） 私たち委員は、真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は真実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、大倉委員よりお願いをいたします。

○委員（大倉裕一君） それでは、私のほうから質問させていただきます。

まず、残念なことではございますが、市長を守らなければいけないと、市長を守らんばん、市長守らんばんと言っていた成松議員が逮捕されたことについて、現在のお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○証人（中村博生氏） 成松議員逮捕の件につきましては、びっくりもしましたが、今の気持ちやったですかね、気持ちで言うと、報道等で全て私は知ったような感じありましたけども、まさかというような思いで報道を見ておりました。大変遺憾であるなというふうに思っております。

○委員（大倉裕一君） それでは、質問を変えてお尋ねをいたします。

百条委員会について、中村前市長は、つくり上げられた話だと批判をされておられます。これは事実でしょうか。

○証人（中村博生氏） つくり上げたものというのは批判じゃなくて、その当時の自分のいろんな話を聞いた中での発言であって、今現在、

いろんな状況が分かってきてるじゃないですか。そういったことを考えれば、やっぱり百条委員会で糾明していただかなければならないというふうに思っております。

○委員（大倉裕一君） もう少し、そのつくり上げられたといったところの判断するときのいろんな情報があったというお話だったんですが、どういった材料でそういうふうに思われたということでしょうか。

○証人（中村博生氏） いろんな人たちの話を聞いた中でのお話だというふうに理解していただければいいと思います。

○委員（大倉裕一君） 抽象的なんですけど。つくり上げられた話の部分で、現在は変わっていないということで、現在は少しその考え、批判したことについて、変わったということですね。

○証人（中村博生氏） もう、考え、今言ったじゃないですか。私のこの百条委員会で――。

○委員（大倉裕一君） すみません、最後まで質問を聞いていただいていたいいですか。

今のお気持ちとしては変わったということでしょうか、そこを確認させてください。

○証人（中村博生氏） そうですね。はい。

○委員（大倉裕一君） 変わったということですね。

○証人（中村博生氏） はい。

○委員（大倉裕一君） 批判をしたことに対して、百条委員会に対してのおおびだとか、そういったお気持ちはございませんか。

○証人（中村博生氏） だから言ったじゃないですか。批判じゃなくてという思いでの発言だったって。だから、その点にはやっぱりおおびを申し上げます。

○委員（大倉裕一君） 今おおびを述べていただきましたので、真摯に受け止めたいと思いますが、やはり以前、市の最高責任者に就いていらっしゃった方がその発言とすれば非常に重い

部分があると思いますので、その点については、私としては批判したというふうに受け止めるを得なかったといったところも御理解いただきたいというふうに思います。

それから、令和7年3月定例会における市長答弁からお尋ねをしたいと思いますが、令和7年3月定例会の山本敬晃議員の一般質問の答弁です、次のように答弁をされています。

最近の動画では、官製談合との発言があつていふこととありますけれども、公共工事については予定価格を全て公表しており、職員は一切関与していないことをここで明言させていただきますと言われた上で、なお、談合情報につきましても、丁寧に調査を実施し、談合の事実を確認した場合は、警察や公正取引委員会の通報を含め、厳正に対処してまいりますと答弁していらっしゃいます。

○証人（中村博生氏） 令和7年の。

○委員（大倉裕一君） 3月定例会ですね。

○証人（中村博生氏） 3月、3月な。

○委員（大倉裕一君） この答弁からお尋ねをいたしますが、前市長が答弁された職員は一切関与していないとは、具体的に何に関与していないという意味でしょうか。

○証人（中村博生氏） 談合、この件に関してです。

○委員（大倉裕一君） 答弁の中で。

○証人（中村博生氏） もうちょっと詳しくいいですか。

○委員（大倉裕一君） 最近の動画では、というのは、恐らく八代市のことを動画で取り上げられていることについて述べられてあるんだろうというふうに思います。そこで官製談合との発言があつていふこととありますが、これはもう市長の答弁のほうなんです。その後、公共工事については、予定価格を公表しています、八代市は公表していますので、公表しています。職員は一切関与していないことをこ

こで明言させていただきますと御本人の口で答弁されてるんです。

○証人（中村博生氏） 言ってるんですね。

○委員（大倉裕一君） はい。その職員は一切関与していないとは、具体的に何を指しているのかということです。

○証人（中村博生氏） だから、談合の件についてその答弁なんですよ。

○委員（大倉裕一君） 私に聞かれてもですね。そこを聞いている。

○証人（中村博生氏） いやいやいや。そこを聞いているって、そうでしょ。そういう質問だったんですよ。

○委員（大倉裕一君） 談合については、官製談合のところについては触れられてないんですよ。ユーチューブ動画のことにについて質問されていて、官製談合についてはというふうに答弁で述べていっている。

○証人（中村博生氏） ユーチューブ放映についての質問だったの、本人おらすけん。

○委員（大倉裕一君） 山本敬晃議員の。

○証人（中村博生氏） それに私が答えているの。

○委員（山本敬晃君） そうです。

○証人（中村博生氏） それはやっぱり職員を守るためじゃないですか。

○委員（大倉裕一君） だから、官製談合に関わっていないという話ですか。

○証人（中村博生氏） そうだと思います。

○委員（大倉裕一君） それでは、入札方法、評価基準、参加業者の選定、予定価格または契約後の追加工事についても、職員は一切関与をしていないということで理解をしてよろしいでしょうか。

○証人（中村博生氏） もちろん担当部署が一生懸命考えだしてつくり上げたものだと私は思っています。

○委員（大倉裕一君） 先ほどの職員は一切関

与していないという答弁については、市長自らの原稿だったのでしょうか。もしくは、どこかの部署からの誰からか説明を聞かれての答弁だったのか。どちらになりますでしょうか。

○証人（中村博生氏） 覚えてませんね。

○委員（大倉裕一君） 記憶ございませんか。

○証人（中村博生氏） うん。

○委員（大倉裕一君） もちろん政策会議等で、答弁調整会議等がありますよね。その中で確認をされたということはありますか。

○証人（中村博生氏） 確認はしてると思いますけどね、ちょっと記憶が乏しい。

○委員（大倉裕一君） 思い出せませんか。そのときの状況として、周りの職員さんから、どういう状況かといったヒアリングをしたとか、そういったもの全く覚えてないってことですか。

○証人（中村博生氏） ないですね。

○委員（大倉裕一君） それでは、前回、副市長に証人として御協力をいただきました。当時の副市長からは、成松被告から評価基準案を示された際、市長も了承済みと言われたため受け取ったというふうに言われております。これは認められますか。

○証人（中村博生氏） いえ、了承してませんもん、だって。

○委員（大倉裕一君） してないんですか。

○証人（中村博生氏） 議員が言ったことなのでしょう。

○委員（大倉裕一君） いやいや、議員が言ったけど、市長は了承してるんですよと言われたから、ああ、市長は了承してるんですねということで受け取ったと。

○証人（中村博生氏） それ自体了承してないから。

○委員（大倉裕一君） ということは、誰かがうそをついたということですね。

○証人（中村博生氏） そういうことになったんですか。私は了承した覚えがないし。

○委員（大倉裕一君） それでは、評価基準案については、最終案がマイナス１２点ではということで、減点が大き過ぎるので、減点案が６点という形で見直されて最終案という形になりました。

この最終案について、市長にこれでいいんですよねというふうに確認をしたというふうにおっしゃっていらっしゃいます。

○証人（中村博生氏） 副市長がね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（中村博生氏） だから、最終案という発言をされておられるんでしょうけど、しっかりした説明じゃなくて、だったというように思います。記憶、ちょっと乏しいですけど。これでいいんですねって言われたかも定かじゃないし、しっかりした記憶、二人で、二人かほかは分からんけども、した記憶がないもん。

○委員（大倉裕一君） 副市長はそういうにおっしゃったんですよね。市長にこれでいいんですよねと確認をして了解を取ったと。

○証人（中村博生氏） 了解はしたかもしれんですけど、しっかりしたそういう説明じゃなくて。もう最終案というあれだから了解という受け止め方じゃなかったんですか。

○委員（大倉裕一君） 総事業費が１７０億円を超えるような事業になる、しかも市民に借金を背負わせるというような形になるわけじゃないですか。そういう中において、そういう曖昧な感じの、責任者として、対応でこれよかったんですかね。

○証人（中村博生氏） そもそも市民の皆さんに借金をからわせるようなことで進めてはいません。委員さんたちも御存じだと思いますけど、特例債等含めて、国、県にいろんな形でお願いして回っております。極力市民に負担をかけないようなやり方で進めてきたつもりでいますので、事業費的には大きくなったかもしれませんが、極力市民に負担をかけないような

やり方で私は進めてきたつもりであります。

○委員（大倉裕一君） その考えであるならば、こういった事業についてもしっかり確認をすべきだったんじゃないですか。

○証人（中村博生氏） だから、総合評価自体を、評点自体を私自身が詳しく知らなかったのもいけないかと思いますけども、そういった部分もあったのかなと思いますね。ここがどうのこうのと言っても分からんじゃないですか。それはもう全て副市長に任せていた部分もあると思います。

○委員（大倉裕一君） それでは、先ほど、職員は一切関わっていない、これまで証人を何名か呼び出して確認をしてきたところ、総合評価案の条件を変更の検討をしたと。そういった証言が多数出ているんですよ。職員関わってますよね。

○証人（中村博生氏） 仕事として関わるんじゃないですか。自分たちがつくり上げんといかんという考え方じゃないんですか。

○委員（大倉裕一君） 官製談合に関わっていないって言ったとおっしゃいましたよね。官製談合に関わっていないと、最初。答弁でも言ったと。

○証人（中村博生氏） 言いました。うんうんうん、そうだったですね。

○委員（大倉裕一君） 総合評価案を、結果的に関わって、1社に有利に働くように総合評価案がなってるわけですよ。

○証人（中村博生氏） それは今の結果としてそういう形に、みんなが知っているわけでしょう。その当時は、私も知らなかったし、そういったあれがあつての自体を。

○委員（大倉裕一君） 知らなかったんですね。

○証人（中村博生氏） だから、官製談合はないって言ったのはそこですよ。職員がつくり上げていくものだとは私は思ってる。

○委員（大倉裕一君） 指示出してるんじゃないですか、上から。

○証人（中村博生氏） 誰がですか、私ですか。

○委員（大倉裕一君） うん、市長しかいないでしょう。

○証人（中村博生氏） 出してませんよ、そんな指示。

○委員（大倉裕一君） じゃあ、副市長が出したちゅうことですか。

○証人（中村博生氏） 副市長も出してないんじゃないんですか。

○委員（大倉裕一君） じゃあ、誰が出したんですかね。成松議員が出したんですかね。

○証人（中村博生氏） 分かりませんよ。

○委員（大倉裕一君） そんな無責任でいいんですか。

○証人（中村博生氏） 無責任じゃないですよ。私出してないもん。

○委員（大倉裕一君） 総合評価方式の話を先にしましたが、じゃあ、最初にこの総合評価方式に変更しようと言ったのはどなたですか。

○証人（中村博生氏） 私が言ったんでしょう、証人も言ってるように。

○委員（大倉裕一君） そうでしょう。総合評価方式にしようと言ったわけでしょう。その案を確認しないままに……

○証人（中村博生氏） 基準点の話を私はしたつもりだったんですよ。

○委員（大倉裕一君） 1500点という意味ですか。

○証人（中村博生氏） マイナス12が6になったとか、そこを言ったんですよ。全体が総合評価方式でしょうけども、評点というのがあるんでしょう。

○委員（大倉裕一君） ありますね。

○証人（中村博生氏） その部分と思って言っ

たんですけどね。

○委員（大倉裕一君） 分からないな。おっしゃられていることがよく理解できないんですけど。

○証人（中村博生氏） もう一度言ってください。

○委員（大倉裕一君） 総合評価方式を自分で、総合評価方式にしよう、入札方式を総合評価方式にしようと言われたわけですね。それは認めていらっしゃるわけですね。

○証人（中村博生氏） これは総合評価方式というのは、県も推奨しましたし、ほかの自治体でも結構やってました。

何がおかしいんですか。

もちろん一番、一般的にやるとは一般競争がいいじゃないか、価格競争させたが安くできるだろうというのが一般論じゃあるんですよ。確かに安くできるのいいとは思いますが、その反面悪い部分があるじゃないですか。特にこういった庁舎建設事業については、安全性の確保、そして信頼性を考えると、やっぱり総合評価方式で行くしかないなというふうに考えたところです。

○委員（大倉裕一君） 市長はそう考えられたんでしょうけど、蓋を開けてみれば、結果的に競争入札のほうがよかったようなんですね。

○証人（中村博生氏） それは分かりませんよ。

○委員（大倉裕一君） 私はそう思ってるからそういうふうに言ってるということです。

○証人（中村博生氏） はいはい。

○委員（大倉裕一君） その総合評価方式を市長が判断をされたわけですね。総合評価方式でいこうと、新庁舎建設課長に連絡をされたことも認められますか。

○証人（中村博生氏） 記憶にはないんですけど、課長が証言として電話があったとあったじゃないですか。だとすれば、それはもう事実だ

と思います。

ただ、ただですよ、中村だがついていう、私はそういう言葉は今まで一度も使ったことないから、あれは違和感を覚えました。新聞とかに載ってたのを見て。

○委員（大倉裕一君） 総合評価方式の変更した目的とか理由も、ちょっと準備をしてたんですが、先ほど言われましたので、そこは割愛をします。

競争入札方式から総合評価方式に変更しようということで、市の政策会議とか何かでもまれたことはあるんですか。もう市長だけでそれは判断をされたということなんですか。

○証人（中村博生氏） 協議をしたかもちょっと定かじゃないけど、やったというふうには思いますね。

○委員（大倉裕一君） 総合評価方式の減点の点について、再度お尋ねになりますが、この減点の基準案、総合評価方式で、他の談合疑惑ですか、そちらのほうの点数でマイナス点をつけようというふうなことで、マイナス12点の案が出たのは御存じなかったということですかね。

○証人（中村博生氏） そうですね。

○委員（大倉裕一君） マイナス12点だったということも、現職の時代には聞かれませんでしたか。

○証人（中村博生氏） マイナス6点の段階では知ってたかもしれない。

○委員（大倉裕一君） 知っていたかもしれない。

○証人（中村博生氏） 基準でしょ。

○委員（大倉裕一君） そうです。

○証人（中村博生氏） だから、評価数がつくあれのことでしょう。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（中村博生氏） 指名停止がどこがなっとったかも知らんし。

○委員（大倉裕一君） そうなんですか。

○証人（中村博生氏） 私が知るわけじゃないじゃないですか。

○委員（大倉裕一君） それまで議員経験も豊富でいらっしゃって、首長も何期もされている中で、そういったところは精通されてるのかなと私は思ってたんですが。

○証人（中村博生氏） いえいえ、全然。

○委員（大倉裕一君） そうですか。

評価基準案について、成松被告、元副市長、前田建設から事前に説明を受けたこととかはないですか。

○証人（中村博生氏） ありません。

○委員（大倉裕一君） 全くないですか。

○証人（中村博生氏） ない。

○委員（大倉裕一君） そのほかの関係者から説明を受けたことはないですか。

○証人（中村博生氏） それもないです。

○委員（大倉裕一君） ないですか。

評価基準案についても、影響力はなかったということですね、市長からは。

○証人（中村博生氏） そうですね。

○委員（大倉裕一君） 当時の市長からはなかったということですね。

○証人（中村博生氏） はい。

○委員（大倉裕一君） では、元副市長が中村市長も了解済みだと前回証人で述べられたことについて、なぜそのように副市長はおっしゃったと思われますか。

○証人（中村博生氏） それは分かりません。

○委員（大倉裕一君） 市長が了解されていたからじゃないんですか。

○証人（中村博生氏） それはあって、議員が言ったからというあれじゃないんですか。

○委員（大倉裕一君） 議員が言ったから。

○証人（中村博生氏） 私も了承済みとか何か発言があったような、それで私に下ろしたんじゃないなかったんですか。

○委員（大倉裕一君） 最終案についても、具体的には見ていないということですね。

○証人（中村博生氏） しっかり見てないと思います。

○委員（大倉裕一君） どのくらいまで見られたんですか。どの程度中身を把握するぐらい見られたんですか。もういいというレベルなのか、ぱらぱらぱらとレベルなのか、しっかり目を通したというレベルなのか。

○証人（中村博生氏） しっかりは目は通してないと思いますね。

○委員（大倉裕一君） ポイントを置いて見られたんですかね。ポイント、要点。

○証人（中村博生氏） 要点といっても、はっきり言って分からない部分が多いから。自分の判断できるようなあれじゃないし。

○委員（大倉裕一君） 分からないんですか。

何でしょうかね、副市長がおっしゃってることと市長がおっしゃってることに整合性がないんですけどですね。

○証人（中村博生氏） 副市長がおっしゃってること、了承したっちゃうことでしょうか、私が。

○委員（大倉裕一君） うん。

○証人（中村博生氏） しっかり見てもらったと言われたわけでもないんでしょう。

○委員（大倉裕一君） しっかり見てもらったとはおっしゃってない。了解を得たという話ですから。

○証人（中村博生氏） 了承をしないと進まないじゃないですか。

○委員（大倉裕一君） それは組織の手続上はそういうふうになるでしょうね。

じゃあ、ほかの業務でも市長は、市長に承認に印鑑が回ってきたときには、もうぎーっとした確認で印鑑を押されていたということですか。

○証人（中村博生氏） ざっとしたじゃなくて

て、さっきも言ったじゃないですか、こういった入札関係は副市長が全て審議会のあれやし。

○委員（大倉裕一君） 副市長が何ですかね、あれって。

○証人（中村博生氏） だから入札関係の……

○委員（大倉裕一君） 副市長が責任者ってことですか。

○証人（中村博生氏） 審議会か何かあるでしょう。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（中村博生氏） それの長だし。

○委員（大倉裕一君） 審査会ですか。

○証人（中村博生氏） 審査会でしょう、あれは。

○委員（大倉裕一君） それでも市長がやっぱり一番トップじゃないですか、市の。

○証人（中村博生氏） そうですよ。

○委員（大倉裕一君） その中で、ぱらぱらと。信用しとったということですか。

○証人（中村博生氏） それもありますよね。だけんね、皆さん方も御承知のとおり、私、建設業やってましたから、だからそういう見方をされるかもしれませんが、平成25年の9月に市長にならせてもらって、平成26年の4月には建設業廃業してますよね。これも皆さん御存じかと思います。

極力こういう入札関係には関わらないほうがいいというふうに思ってたから。平成25年になってからも質問等はあったじゃないですか。皆さん方覚えとらっさんかもしれんけど。それで、ああ、これはいかなんという思いが本当に強かったんですよね。だから、私自身が極力入札には関わらないのがいい。

また、方針としても副市長が対応するというふうになってますんで。ほかの自治体もほとんどそうなるみたいであります。

○委員（大倉裕一君） ほかの自治体もそうっているっていうのは、どこの自治体なんです

か。

○証人（中村博生氏） 副市長が。そういう関係はうちと一緒にですよ。

○委員（大倉裕一君） それでも責任は市長ですよ。

○証人（中村博生氏） もちろんそうなるでしょうね。

○委員（大倉裕一君） ですよ。そこは認められるということでいいですね。

なかなかあれですけど。ちょっと質問の角度を変えさせてもらいます。

読売新聞さんへの回答と元副市長の証言について、これからお尋ねをさせていただきますが、本年4月の読売新聞さんの取材に対して、前市長は、成松被告から前田建設側を入札参加業者に入れるよう求められたことはなく、前田建設側が有利になるとされる評価基準についても知らなかったと、その趣旨の回答をされています。

この読売新聞の記事に対して、そのような回答をされたことは事実でしょうか。

○証人（中村博生氏） 読売新聞さん。

○委員（大倉裕一君） 読売新聞さんの記事に載っていた分です。

○証人（中村博生氏） 私が言ったことを載せてあるわけたいな。

○委員（大倉裕一君） そうですね。

○証人（中村博生氏） もう一度言ってください。

○委員（大倉裕一君） 成松被告から前田建設側を入札参加業者に入れるよう求められたことはなく、前田建設側が有利になるとされる評価基準についても知らなかったとの趣旨の回答をされているということです。

○証人（中村博生氏） はいはい。それが本当かということですか。

○委員（大倉裕一君） 御認識いただけますでしょうか。その発言は間違いはないかということ

です。

○証人（中村博生氏） 前田建設が有利になるようなことはやってませんので、間違いありません、その発言は。

○委員（大倉裕一君） 発言をしたということですね。

○証人（中村博生氏） だって新聞に載っとつとでしょ。

○委員（大倉裕一君） そうです。

○証人（中村博生氏） だから、前田建設が有利になるようなことはやってないということですよ。認めますよ。

○委員（大倉裕一君） 有利になってないけど、総合評価方式では前田建設さんに有利になるようになってしまったってことですもんね。

○証人（中村博生氏） だから結果がそうなんでしょう。

○委員（大倉裕一君） そうですね。結果がそうだけど、そこにそういうふうなですね、条件が構成されとったってことですよね。

再確認になりますが、成松被告から前田建設及び前田建設を含む事業者を入札に参加させることについて、要望とか相談とか、そういったことは受けていらっしゃいませんか。

○証人（中村博生氏） ありません、はい。

○委員（大倉裕一君） 入札方法、評価基準について相談を受けたこともないということですね。

○証人（中村博生氏） ありません。

○委員（大倉裕一君） 再確認になりますが、前田建設側に有利になるという条件であったということも全く認識がなかったということですね。

○証人（中村博生氏） 認識ありません。

○委員（大倉裕一君） 元副市長は、評価基準案についても、市長も了解済みというふうに説明をされましたが、最終案についても、前市長の了解を得たというふうな証言でございまし

た。元副市長の証言とは明らかに食い違ってるわけですけど、読売新聞とですね、元副市長の証言は明らかに違うんですよね。これどちらが事実でしょうか。

○証人（中村博生氏） どちらが事実。

○委員（大倉裕一君） どちらかに事実、1つしかないですよ、真実は。

○証人（中村博生氏） 違ってますか。副市長は何て。

○委員（大倉裕一君） 副市長は、市長の了解を得たと。

○証人（中村博生氏） 了解を得た、うん。読売さんは。

○委員（大倉裕一君） 読売新聞に答えられた前市長は知らなかったと。

○証人（中村博生氏） 矛盾してないじゃないですか。

○委員（大倉裕一君） いやいや、知らなかったんでしょう。

○証人（中村博生氏） 知らずに承認した、でしょう。副市長が言ったなら。

○委員（大倉裕一君） 傍聴席からどよめきが出てますよ。

○証人（中村博生氏） 何ですか。

○委員（大倉裕一君） おかしいからですよ。

○証人（中村博生氏） 何でおかしいの。

○委員（大倉裕一君） だって、市長には報告されてるわけですよ。

○証人（中村博生氏） 副市長はね。

○委員（大倉裕一君） 知らなかったって言いよつとでしょう。

○証人（中村博生氏） だから、有利になってるっていうの知らんじゃないですか。

○委員（大倉裕一君） 有利になってるじゃないですか。有利ですよ。

○証人（中村博生氏） そうなの。

○委員（大倉裕一君） そうですよ。

○証人（中村博生氏） そうなの。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（中村博生氏） 自分はそうとは思わな
いけど。

○委員（大倉裕一君） では、また質問の角度
を変えさせてもらいますが、公益通報を申し出
た職員への対応についてお尋ねします。

2020年当時、約6年前ですね、新庁舎建
設の入札の準備をされていたときですが、不正
に加担されていることに耐えられなくなって、
人事担当部署に直接訴えた職員さんがいたとさ
れております。

ところが、この職員さんは公益通報者として
保護されるどころか、勤務先の配置変更が言い
渡されているようです。

そこでお尋ねしますが、この職員が人事担当
部署に相談、または申告を行った事実を御存じ
でしたか。

○証人（中村博生氏） 知りません。

○委員（大倉裕一君） 今も御存じないです
か。

○証人（中村博生氏） 今はそういう話出てい
るから、そんなことあったんか、でしょう。

○委員（大倉裕一君） その情報はいつ頃入手
されましたか。

○証人（中村博生氏） 記憶にないな。

○委員（大倉裕一君） ということは、当時の
市長は知らなかったということで、この公益通
報を公益通報として取り扱うかどうかという内
部協議が行われたということは、お尋ねしても
分からないですよ。

○証人（中村博生氏） 分かん。

○委員（大倉裕一君） そしたら、その職員が
異動を結局されてるわけですが、異動の承認も
市長はされていませんか。

○証人（中村博生氏） 異動、これ何年、20
20年。

○委員（大倉裕一君） 2020年当時です。

○証人（中村博生氏） の何月ですか。

○委員（大倉裕一君） 何月かまではちよっ
と、すみません、私も。

○証人（中村博生氏） 分かんとかですか。

○委員（大倉裕一君） データをここに書いと
らんのです。

○証人（中村博生氏） 私もますます分かん
です。

○委員（大倉裕一君） 2020年から、恐ら
く間を、休職されてるような状況があるので、
2020年――。

○証人（中村博生氏） 2020年から休職さ
れとるの、この人。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（中村博生氏） 2022年、2年間ぐ
らい休職されとるの。

○委員（大倉裕一君） 休職は、すみません、
そこまでははっきり分かりませんが、その後、
部署異動という形になってます。

○証人（中村博生氏） その後が部署異動。

○委員（大倉裕一君） 部署異動です。その御
認識もないですよ。

○証人（中村博生氏） 休職とかメンタル、結
構ここ数年増えてたような状況だったというよ
うに思います。決裁に来るのはそういった休職
とか、家庭の事情で退職しますとか、あとはメ
ンタル、本当にメンタルが多くなってきたなと
いうふうに思っておりますので、そういうあれ
は分かりますけど、こういったことで休職も決
裁はしたんだろうと思います。

○委員（大倉裕一君） 配置変更の理由あたり
も確認はされてないんですよ、そういった認
識がなかったということは。

○証人（中村博生氏） 確認してない、してな
い。

○委員（大倉裕一君） 少し話題から外れるか
もしれませんが、公益通報を行った職員の配置
を変更することについては、他の職員がもしそ
ういう状況に、内部通報するような立場になっ

たときに、それを助長するような、俺も配置転換させられるんじゃないかということで、その内部通報を――。

○証人（中村博生氏） しなくなる。

○委員（大倉裕一君） ためらってしまうようなことにつながるということも考えられますが、その点はどのようにお考えですか。

○証人（中村博生氏） この最初の内部通報自体知らなかったじゃないですか。今後そういったことでなくなるという危惧があるっちゃうちょうこでしよう。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（中村博生氏） そうでしょう。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（中村博生氏） それはもう、当時本当に知らなかったし、これはやっぱり小野市長も言われるじゃないですか、こういった改善、あれをやり直すというようなことを言っておられるんで、これはもうどんどん進めていただきたいと思いますし、議会の皆さん方もそうだし、一緒になってつくり上げていったらいいんじゃないですか。

○委員（大倉裕一君） 次の質問に移ります。

落札後に生じたとされる不足額10数億円についてお尋ねをします。昨年10月9日に発売された週刊文春の記事において、前田建設側が当時は約13億円不足すると述べていたことについて、前市長は「それは聞いとう。市の担当部長が前田の支店まで行っているいろいろ協議をしながらやったとは聞いている」との趣旨の回答をされたと掲載されています。

この発言をした事実は認められますか。

○証人（中村博生氏） 載ったでしょう。

○委員（大倉裕一君） 認めるということですね。前田建設側が約13億円不足すると述べていたことをいつ、誰からお聞きになりましたか。

○証人（中村博生氏） ちょっと記憶にないで

すね。

○委員（大倉裕一君） 不足額が生じた理由について、どんな説明を市長は受けられたんでしょう、当時、前市長。

○証人（中村博生氏） 不足不足、詳細については記憶にない。

○委員（大倉裕一君） 市の担当部長が前田建設の支店まで行っているいろいろ協議をしているというふうにおっしゃっているわけですが、この市の担当部長とは誰でしょうか。

○証人（中村博生氏） 皆さん御存じじゃないですか。違うんですか。言わなんと。

○委員（大倉裕一君） 誰ですか。

○証人（中村博生氏） 言わなんと。氏名出していいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） いいです。

○証人（中村博生氏） いいの。

○委員長（中山諭扶哉君） 部長は大丈夫です。

○証人（中村博生氏） 皆さん知っとらさと思うんですけど、言わなんですか。私から言わなんですか。

○委員（大倉裕一君） お願いします。

○証人（中村博生氏） 呼ばれっとうでしよう、だって。

○委員（大倉裕一君） 呼んだ部長さんは何名もいます。

○証人（中村博生氏） 建設部長だから。

○委員（大倉裕一君） 潮崎部長ということでもいいわけですね。

前田建設の支店を訪問したことをいつ、誰から報告をされていますか。

○証人（中村博生氏） これは前田建設の支店に行ったのは、この協議いろいろ進めた中で、最終的に行ってるというふうに思います。これは報告を受けたから。

○委員（大倉裕一君） 最終的。

○証人（中村博生氏） 協議を打ち切ると言い

に行った。

○委員（大倉裕一君） 協議打ち切り。

○証人（中村博生氏） はい。ほかの協議とかは、いろんなって言いなつたけん、設計書の再確認とか単価面とか、いろいろこの分はどうなのかという協議をやった分に聞いたというふうに記憶しています。

○委員（大倉裕一君） いろいろ協議とは、設計変更……

○証人（中村博生氏） 設計変更じゃなくて、設計書のチェック。

○委員（大倉裕一君） 設計書のチェック。

○証人（中村博生氏） チェックも含めていろんな形でやったんだろうと思います。

○委員（大倉裕一君） お互いに計算の誤りがないかチェックをしたという、そういった点ということでございますか。

○証人（中村博生氏） うん。だから、様々になって、いろいろなになっております。

○委員（大倉裕一君） 約13億円の不足を補う方法として、追加工事、設計変更、随意契約、または別工事の発注について、市長は協議をされておりますか。

○証人（中村博生氏） そっちは私には来てないと思います。

○委員（大倉裕一君） 契約当初から不足をするということで、最終的には随意契約で帳尻を合わせようというようなですね、そういう計画もあったようなことですが。

○証人（中村博生氏） 不足不足というあれが、表現の仕方がですね。もともと足らないという事態が私はおかしいと思うし、私も建設業やってたから。99.幾つかで取ったばってん、足らんけんどうのこうのならば辞退すべきなんですよ、一般的に考えると。私はそう思ってたから。だから、おかしいよなと、辞退すつとがほんなもんじゃないうのかなというふうにそのときは思っていました。

○委員（大倉裕一君） 今、辞退すべきだということが前市長からですね。

○証人（中村博生氏） 普通そうですよ。私もそういうのいっぱい見てきたけど。

○委員（大倉裕一君） 分かります。その方法の一つあったと思いますし、逆に八代市側からすると、そういった契約の状況といたしますか、請負先からお金が足りないというふうに言われてきた場合について、じゃあ契約を解除しようじゃないかというような議論は、市の内部では協議できなかったんですか。

○証人（中村博生氏） 協議なかったですね。

○委員（大倉裕一君） どうしてそういう協議に至らなかったんですか。前田建設との契約が一番大事だったんですか。

○証人（中村博生氏） 先ほども言いましたとおり、特例債等の期限もあったし、交付金もあったし、国には一番ようお願いに行って、ちょっとでも延ばせるような状況でもなかったんだけど、ちょっとぐらひはしていただいたような経緯もございますし、そういった期限を考えるならば、また再入札というのも時間がかかり過ぎるじゃないですか。そういう思いで検討しなかったというふうに思います。

○委員（大倉裕一君） 私は、その再入札をやってもやるべきだったと、契約解除を選択すべきだったというふうに今は思いますね。当時なかなかこういった情報まで――。

○証人（中村博生氏） ないですね。

○委員（大倉裕一君） はい、得られていませんでしたので、その判断までは至りませんでした。ここまでのいろんな事実関係が明らかになると、当時の選択は本当にその契約のやり方で、内容でよかったのかと自分を問うたときに、やっぱりこれは市民に損害を与えてるんじゃないかなというふうに本委員は思ったところですよ。

先ほど、前市長から最も有利な方法として選

択をした総合評価方式だということですが、客観的に見て、この総合評価方式が有意義なんだというふうな内部協議をされた資料とか、比較検討書は残っていますか。

○証人（中村博生氏） 残ってないんじゃないんですか、分かりません。記憶にない。

○委員（大倉裕一君） つくられたという記憶はありますか。

○証人（中村博生氏） 記憶もないですね。

○委員（大倉裕一君） では、つくられてないんでしょうね。

それでは、外構工事及び造作工事の随意契約についてお尋ねをいたします。新庁舎本体工事に続いて、外構工事及び造作工事について、造作区画工事、前田建設さんとの随意契約が行われています。

また、本体工事の落札率は100%に違い99.9%、外構工事及び造作工事についても契約率、落札率についてはもう100%に近い99.9%というような数字でした。

そこでお尋ねをします。外構工事及び造作区画工事を競争入札ではなく前田建設との随意契約で契約をしようとした理由は何になりますか。

○証人（中村博生氏） 理由、私から言えば、工期的なこともありますし、ずっと業者がいっぱい入り込んでくるじゃないですか。JVもJVでやってるじゃないですか。ごちゃごちゃなるよりも、もう一本に絞って、そこで集中的に進めたがよかったんじゃないかなというふうに思っています。

○委員（大倉裕一君） 随意契約の方針を決定された方はどなたでしょうか。

○証人（中村博生氏） 随意契約、最終的には私でしょうね。

○委員（大倉裕一君） 市長ですね。

○証人（中村博生氏） うん。その段階の協議というのは、私はあまり記憶にない。

○委員（大倉裕一君） 随意契約は市長に報告が上がってきたんですか。そして、それを認めたってということですか。

○証人（中村博生氏） 認めんと進まんでしょ。

○委員（大倉裕一君） 報告がそれについては上がってきたわけですね。

○証人（中村博生氏） それについてはどうしても、最終的には決裁せんと進まないじゃないですか。

○委員（大倉裕一君） いや、その入札方式を随意契約でやろうという方針を――。

○証人（中村博生氏） そこは記憶にない。

○委員（大倉裕一君） 随意契約ですので、設計会社から大体見積もられたものがほぼ同じような金額で落札されることが多いと聞いていますが、ほかの業者さんからこの外構工事の見積り、何社からか取られたというようなことはないですか。

○証人（中村博生氏） 私はそれは知りません。設計は担当部署でやったんじゃないですか。見積りを取るというような金額でもないように思いますが。分かんけど。

○委員（大倉裕一君） 3億円とか4億円の金額ですよ。通常は入札かけるべきの話をですよ。

○証人（中村博生氏） 分かりますよ、分かります。言われるとは分かつですよ。だから、いろんな工期的なこともあってというあれでなったんでしょうけども。設計、見積り取ってはやってないと思いますよ。

よく言われるのが、最初の話が利益が出ないとかっちゃう話が出てたじゃないですか。だから、利益が出ないのをいきなり出すんかいというような皆さん思いだったかもしれませんが、利益じゃなくて、十何億円ですか、最初の話がそうなんでしょう。ずっと、外への出方が利益が出ないとかあったじゃないですか。だか

ら、利益を出すためにどうじゃこうじゃというあれも出てたような気がしますし、随契のあれを見ても当たり前の設計単価でしか積算できてないと思います。これはもう確認してもらえば分かることだし。設計単価を倍にして前田に利益を出すようなことできないじゃないですか。それは絶対できませんよ、と私は思います。

○委員（大倉裕一君） その言葉は受け止めておきたいというふうに思いますが、落札率が99.9%とかっていう随意契約っておかしいと思いませんか。

○証人（中村博生氏） 最近そういう数値が多いですよ。また問題になってきてるじゃないですか、それが。一時期はちょっと、もう一時期と言ってももう十数年ぐらい前、もう20年ぐらいになつとかな、結構そういうあれであったんだけど、また何か戻りつつあるっちゃうか、自分の私見ですけどね。

○委員（大倉裕一君） 前田建設が十数億円足りないというような主張をしてきた点については、八代市は最終的に幾ら支払われたんでしょうか。それはされてないんですか。

○証人（中村博生氏） 支払った、随契で。

○委員（大倉裕一君） 十数億円足りないって、前田建設さんが言ってきたわけですよ。一切それについては応じていらないということと理解していいんですか。それを客観的に示す材料はありますか。

○証人（中村博生氏） ありません。

○委員（大倉裕一君） ないんですか。

○証人（中村博生氏） ないと思いますよ。だから、不足分をという表現ですよ。そこを前田建設にやったっていう言い方でしょう。そういう認識は私はないと思いますけどね。

○委員（大倉裕一君） ただ、それについては思いますなので客観的な部分の資料はないという話ですよ。

市長としての責任についてお尋ねをしたいと

思います。市庁舎建設事業における入札方法とか評価基準、契約変更、追加工事、随意契約について、適切に市長としての役割を果たしたと思っていらっしゃいますか。

○証人（中村博生氏） 思ってますよ。

○委員（大倉裕一君） ただ、聞いていますと、市長から仕事を出したり担当者から報告が上がってきたりとかというのが適正に行われていないというふうな判断をせざるを得ない部分がありましたけど、その部分についてはどのようにお考えですか。適正に。

○証人（中村博生氏） もう一回言ってください。

○委員（大倉裕一君） 市役所として、指示系統がうまく回っていなかったんじゃないかというふうに私は受け止めたんですが、その点については前市長はどのようにお考えでしょうか。

○証人（中村博生氏） 私はできていなかったとは思いませんけどね。

○委員（大倉裕一君） それでは、市民に対して損害を与えたという認識もお持ちではないということで理解していいですか。

○証人（中村博生氏） 先ほども言ったとおりですよ。先ほど言ったでしょう、これ。言わなかったですか。

○委員（大倉裕一君） もう一度いいですか。

○証人（中村博生氏） 先ほど言ったじゃないですか。

○委員（大倉裕一君） もう一度いいですか。

○証人（中村博生氏） 先ほど言ったじゃないですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 答えてください。

○証人（中村博生氏） また言わなんでしょうか。

○委員長（中山諭扶哉君） はい。

○証人（中村博生氏） 何遍も言わなんでしょうか。

○委員（大倉裕一君） もう一度いいですか。

○証人（中村博生氏） もう一度言ってください。

○委員（大倉裕一君） 市民に損害を与えたという認識はございませんか。

○証人（中村博生氏） これ、先ほども言いましたけども、庁舎建設に当たっては、市民の皆さんに極力負担がかからないようなやり方で進めてまいりました。これは特例債等含めて、国にもお願いに何度も行きましたし、そういったことで市民の皆さんには負担がかからないように、この庁舎建設についてもやってきたつもりであります。

○委員（大倉裕一君） 庁舎建設については、選挙後に50億円の追加予算が議会に出されたり、唐突に出されたり、面積がどんどん膨らんだり、最終的に2万7000平米だったかと思いますが、市議会の中で118億円という当初の金額を約束していたにもかかわらず、そういうふうにも簡単にされたという点については、非常に私は心外な部分がある、今も残ってるんですよ。

そういう部分では、確かに有利な財源を使ってこれたというのは、私もずっと関わってきましたので理解はしてます。ただ、この合併特例債とか災害復旧事業債というのは、債という言葉がつくだけあって借金じゃないですか、前市長。その借金を少なくするためには、庁舎をコンパクトに造っていくというところに総事業費がつながっていく。総合評価方式じゃなくて競争入札をやったほうが金額的には収まるわけですから。その点については、前市長と本委員の認識の違いが明らかになったなというふうに私は捉えておきたいというふうに思っております。

長くなりましたけど、ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ちょっと長くなりましたので、ここで休憩を取らせていただきます。

す。

（午後2時48分 休憩）

（午後3時01分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

引き続き、尋問を行います。

木村委員、お願いします。

○委員（木村博幸君） それでは、中村前市長よろしく願いいたします。

私のほうからは、主に確認等を取っていきたいと思っております。

まず最初に、成松議員との関係、あと協議、これがなされたところで確認をしていきたいと思えます。

皆さんも、最近の新聞報道でもありましたけど、地方紙ですね、令和8年4月29日ですけど、松元新庁舎建設課長の証言がありました。そこでの証言というのがリストの話です。前田建設がリストに入っていない理由を成松市議から問われ、恫喝されると思い、条件を変更したと。恫喝されると思って、本当はリストにはなかったのを慌ててリストに入れて作り直して出しましたという件でございます。

これは、令和元年、2019年、令和元年6月29日に、成松議員が前田建設がリストに入っていないのはなぜかと職員に携帯で直接電話をかけたという件でございます。

この件については、中村前市長は御存じでしょうか。

○証人（中村博生氏） 知りません。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

そういうことで、こうやって議員が特定企業を名指しで入札に勧誘する行為するというのが不適切だと思いますが、これについては中村前市長はどうお考えでしょうか。

○証人（中村博生氏） 不適切ですね。

○委員（木村博幸君） 不適切ですね。ありがとうございます。

そういうことで、こういうことが起こったにもかかわらず、庁舎内のそういう部署では、見逃すとか、そういったことで当たり前とは言いませんけど、そういった慣行などがなかったというふうに受け取れるのかなと思いますが、こういったことが今の御発言のように、課長から部長、部長からその上の副市長や市長に説明がなされていないということが一つ明らかになったのかなと思います。

それから、次の質問です。成松議員から発注方式や評価基準について、具体的な要望を受けましたか。

○証人（中村博生氏） いえ、受けてません。

○委員（木村博幸君） 先ほど大倉委員の質問にもいっぱいありましたが、そういうことはなかったということで確認です。

それから、落札後のお話になります。落札後ですから、もう御存じかと思いますが、増額の調整を前田建設のほうが八代市に出向いてきて行っております。これは2019年、令和元年11月26日の部長協議、11月26日ですから、もう起工式の前日に当たります。そういったところでの前田建設の久保田部長が本市の庁舎を訪れていろいろお話が出とります。

参考資料の音声データからピックアップしていきますと、幾つか御紹介します。久保田部長が部長協議の前に、事前に元建設部長で経験豊富な公室長さん、松本公室長さんですけど、とお会いしましたと。財務部長にもお会いしましたというところから始まります。

その後、CLTが全支給で1.7億円利益が出ると。4.7億円のところをいろいろ操作すると、ここで利益が1.7億円出るといようなお話。それから、外構の随契、随意契約ですね、外構の随契を膨らませて6億円から7億円というお話と、それからVE、バリュー・エンジニアリング、VEで1.1億円という話。それと、よそではということで、今回うちではな

い、以前自分が経験したところでいくと、よそでは物価スライドで1億円つくった例があるというお話があります。

これ全て、今回の増額調整の中でいろいろ出てきたポイントになります。これはある意味、談合とか不正を行うような様々な案を、お話が出たということです。

それを受けて、成松議員は複数回にわたり利益が10%、これは約1.1億円から1.2億円と言われておりますが、これを確保するように市職員へ要求をしています。これはもう部長協議の後。そういった場面を変えて、いろいろところでそういうお話をしております。

それで質問ですけど、前田建設が1.1億円不足と主張した事実はいつ知りましたか。先ほどちょっと質問がかぶりますけど。

○証人（中村博生氏） 記憶にないんですよね。

○委員（木村博幸君） ないですね。一応令和元年11月、起工式の前にいろんなお話があって、その後に市長のほうに報告が上がってこなかったということでよろしいんですかね。部長協議でいろんなお話があって、あったけど上がってこなかったというところでもよろしいですかね。

○証人（中村博生氏） うん、上がってない。

○委員（木村博幸君） そういうことであれば、市長が上がってこなかったとはっきり申し上げられましたので、このようなことはやはり通常、課長、部長、その辺のああいった中での話は上がってこない、それは常態化してたと言えないんですけど、こういう大きな問題なんですから、普通だったら上がるのが当然なんですけど、上がってこない理由は何だと考えられますか。

○証人（中村博生氏） 上がってこない理由、ちょっと自分じゃ分からないですよ。

○委員（木村博幸君） 非常に、不足額を調整

する額が額ですし、お話に出てきてるように、11億円、成松議員は10%と、そういったお話を担当部署ではいろいろ話はしてたんですけど、これは上に上がってこないというのは非常に私も疑問。こういう体制がずっとあったのかというと、ほかの工事についてもそうなのか、ちょっと分かりませんが、常態化してたのかなと、さらに認識を深めるところでございます。

○証人（中村博生氏） 駄目ですよ、これ。

○委員（木村博幸君） 次の質問に入ります。

通常、発注側から行う設計書の突合せですよ。いろいろ削減を図るとか、そういう意味では設計書の突合せというのはやられる場合があると思います。しかし、今回は受注側、前田建設のほうから部長協議の中で設計書の突合せの提案が出たわけですよ。通常これはあり得ない、逆ですね、あり得ない。

それが何を意味するかというのは御存じだと思いますので、次の質問入りますが、これは設計書は変えずに工事の内容を変えようかと、突き合わせて、工事の中身を変えようかと、こういったことに使いたいということを前田建設が提案されたとは私は理解しております。

そういった中に、当時の新庁舎建設課の課長補佐は、それだったら設計の久米設計もきちんと入れてやらんと駄目と、やっぱりそれは久米設計のほう詳しいので、受注側の前田建設とそういうのを突き合わせながらやれということを当時の新庁舎建設課の課長補佐は言っております。これは参考データをいただいた音声データの中で出てきます。

○証人（中村博生氏） 音声。

○委員（木村博幸君） はい。それはそうだったんだろうなと思います。

そういった状態の中、これもうはっきり言って官製談合のもう典型的な、一番お金をどやんかしたいというときに使える手法かと私は感じ

たわけですけど。

それとは別個にですけど、新庁舎建設課のほうには職員として、今回、百条委員会で登場していただきました古閑迫証人という方がいらっしゃいます。この方は、令和2年6月19日、内部通報を行って、この内部通報したとき、一緒に提出した資料の中に、全部で7ページあるんですけど、3ページ目の下段をめくってみると、ここにはこう出てたんですよ。

令和2年6月1日の部長協議がありました。私もこれには参加しました。このとき、お金の話の協議なんですけど、先ほども出てきましたけど、潮崎建設部長のほうから、工事内容で差し替えする部分はあるが、それはほかの人と部分にしわ寄せして、我々は知らんぷりすると。そういう発言をされて、これはそこにいた、協議の中にいた全員が了承しましたというふうに内部通報の資料に載ってあります。

○証人（中村博生氏） 何の資料に。

○委員（木村博幸君） 内部通報。

○証人（中村博生氏） 内部通報の資料に。

○委員（木村博幸君） はい、7ページにあります。

○証人（中村博生氏） 古閑迫君の。

○委員（木村博幸君） 6月1日、令和2年6月1日の協議に参加した、部長協議に参加したメンバーを、9人おりますが、1人は古閑迫係長さん、そのほかは潮崎部長、それから県から来られた次長さん、元県職ですね、この年に総括になられております。それから西次長、それから新庁舎建設の課長補佐、それから財務部からは佐藤財務部長、それから尾崎次長が市側。ずっと前田建設は2名、久保田部長、それと長田さんという方が来られておりました。

ここでは金額の提示をするときのお話ですが、そういったことで差し替え、設計書の突合せをした後、いろんなことをしながらお金のところまで来たところですよ。

そういったところで、確認ですけど、この設計書の突合せが行われたことを知っていたらいいしかったですか。

○証人（中村博生氏） 知りませんよ。

○委員（木村博幸君） 知らないですね。そうということで、先ほどと同じで肝腎なことが上に報告されてないということがここでも起こっているのかなというふうに思ってます。この辺については、なぜ上に報告しなかったのかというのをいずれどこがでお伺いしたいなとは思っております。

あとは、先ほど大倉委員のところでありました評価方式のところであまり気になった点があります。私の質問は簡単なところで関連したところではありますが、除きますと、大倉委員のところから出たところで、副市長が評価基準案を成松議員からいただいて持ってきたということで、それは誰がつくったのかなというところでは、皆さんも多分いろいろとメディアのところを見てらっしゃると思いますが、要は庁舎内の組織じゃなくて成松議員が外部から持ち込んだと。報道では、前田建設が評価案をマイナス12点つくったのを成松に渡す。成松議員はそれを副市長に渡すと。副市長は外部から持ち込まれたのも何も分からずに、市長は了承済みだということで安心されて確認だけを市長にされた。それで最終案みたいところで進んでいって、契約検査課のほうで案をつくられていったと。

そういった流れで、本来、副市長は評価基準案の審査会、それから幹事会のトップであります。そういうトップが3日間ぐらい預らせてくれということで持っていったのを、そういう幹事会とか審査会を通過せずに、成松議員からもらったのをそのまま市長に持って行って、それを財務部長、それから契約検査課に下ろしていったと。全然機能してなかったんですけど、そこがやっぱり何も審査会とか幹事会とか開いたかというふうに疑問は持たれなかったのかな

と。そこちょっとお聞きしたかったんですけど。

○証人（中村博生氏） 一般的にはあるもんじゃないですか。だから、知り得てませんね。

○委員（木村博幸君） 分からなかったですね。

○証人（中村博生氏） はい。

○委員（木村博幸君） そこだけちょっと聞いてみたかったもんで、すみません。

それでは、内部通報で、先ほど大倉委員のほうからありましたけど、私のほうからもう一回確認をさせていただきたいと思います。

先ほども申しましたが2020年の令和2年6月19日に新庁舎建設課の職員古閑迫証人が不正の内部通報を行っております。内部通報と言いながら、ちょうど八代市も令和元年、2年と公益通報に切り替わっていく、そういう時代でございます。ほかの証言者にもこれは聞いたんですけど、そういう公益通報制度になって窓口とか何とかあるなら通報しなかったですか、しようと思いませんでしたかという問合せを聞いたら、いや、そういうあるのも知らないという方々がほとんどでした。

当時のトップとして中村市長は、この内部通報とか公益通報がきちんと窓口があったというのは御存じですか。

○証人（中村博生氏） 窓口はあったんじゃないですか。ただ、それがしょっちゅうそういう通報があつてわけじゃないというふうに認識していますけどね。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

それでは、先ほどの大倉委員もありましたけど、実際内部通報やったんですよね、資料を持ち込んで。ただ、過程としては内部通報を、不正をしたために持っていったのに、内部通報にカウントしていただけなかったと。あなたは、ちょっとそれは、パワハラにおけるハラスメントがあつたのかよう分かりませんが、それは

メンタル不調ではないでしょうかみたいなジャンル分けにされたのかなと。そこはまだ証人喚問を実はしてないので分らんとですけど、ぜひ次では証人喚問して聞きたいと思いますけど、内部通報でカウントしてもらえなかったと。非常に御本人さんも残念だったと思います。

それより、逆に、あなたはメンタル的な不調だから診察を受けてきなさいと、休職しなさいと、こういうふうな流れ、配慮があったというふうに受け取りますが、本人からすると、それは配慮とは言えないと思うんですよね。

そういったことが行われておりましたので、本当はいろいろ質問したいんですけど、全く御存じないということであれば、せっかくそういう公益通報が切り替わる時代に、そういうのを受けてもらえなかったということが非常に残念で思っております。

確認ですけど、本当になかったのであれば、それは人事課の担当者が今回の内部通報、新庁舎建設の不正に関わる内部通報を隠蔽したとしか言えなくなるんですけど、そういうふうに考えてよいのかなと。

○証人（中村博生氏） 自分じゃ分かりません。

○委員（木村博幸君） 分らないですよ。

○証人（中村博生氏） はい。

○委員（木村博幸君） そういうところで、非常に、そういった事実があっておりました。こっちから御報告みたいな格好になりますけど、そういうのがありました。それで大倉委員もいっぱい質問されたと思います。

あとは、ずっと飛びますが、全体的にいろいろこの官製談合、流れておりますけど、いろいろ先ほどからお話を聞くと、覚えてません、記憶にない、報告がないとか、そういったところだけでございまして、実際それを知り得たらいろいろ采配を取られたのかなというふうにも

思います。

結果的に申し上げますと、そういった情報がもらえない中、いろいろ事が運んで庁舎は建ててしまいましたが、中村市長の判断とか指示、あとは黙認が新庁舎建設の不正構造を生んだのではありませんかというふうにお聞きするんですが、どうお答えされますか。

○証人（中村博生氏） もう一度言ってください。

○委員（木村博幸君） 中村市長の判断、指示、黙認が新庁舎建設の不正構造を生んだのではありませんか。

○証人（中村博生氏） 指示が。

○委員（木村博幸君） 指示、黙認、判断。

○証人（中村博生氏） 黙認もしてませんし、判断すべきところはしてと思いますし、そういう構造をつくったとは思いませんけどね。

○委員（木村博幸君） 分かりました。一旦ここで終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、ほかの質問に移ります。ほかに質問される方いらっしゃいますか。

○委員（野崎伸也君） 大倉委員の質問、さっきありましたけど、その中からちょっともう一回確認したところがありまして、まず、元副市長が評価基準案を基に作成した最終案について、あなたにこれでいいんですねと確認し、あなたの了解を得たと、市長の了解を得たとの証言がありました、元副市長から。それは御存じですよ、先ほど言われたんで。

○証人（中村博生氏） うん。

○委員（野崎伸也君） でも、それは否定されていたというふうに思います。ただ詳しくは知らなかったと、その評価基準の内容を詳しくは知らなかったけど、副市長が判断したんだろうと。ただ、そこで判断しないと進まんけど、いいよと言ったという記憶はあるみたいな今答弁あったんですけども、されたですけ

ど。

○証人（中村博生氏） 定かじゃないんですけど、そういう表現をされてるんで。でもそういうあれは立ち話みたいところでやられたような気がしますけど。

○委員（野崎伸也君） 評価基準案については、中身は知らない。

○証人（中村博生氏） しっかり見てないと思います。

○委員（野崎伸也君） しっかり見てない。

○証人（中村博生氏） うん。

○委員（野崎伸也君） 例えば、八代市に事務所がある……

○証人（中村博生氏） これでいいんですよねと言われれば、うん、いいよと。

○委員（野崎伸也君） 評価基準の内容については、中身はあんまり知らんと。例えばさっき言った指名停止のところの話もあったですけど、6点とか12点とか話だったんですけど、そういうのは。

○証人（中村博生氏） 最初12点って言われたじゃないですか。だから、それが変わったっちゃうのは、何か報告受けたような気がするけど。

○委員（野崎伸也君） 八代市に、例えば支店とか事業所が営業所があれば何点とかっていう話のそういったところを見たこともないと。

○証人（中村博生氏） それはない。

○委員（野崎伸也君） はい。

○証人（中村博生氏） 申し訳ない。

○委員（野崎伸也君） いや、いいんですけど。ここからなんですけど、私たちがこの百条委員会をするに当たって、八代市のほうからいろいろと資料を頂いたんですよ。副市長のレクだ、部長レクとかって議事録とかというのも事前に委員長が市のほうにお願いしていただいて、いろいろもらってます。

この中に、市長レクというのがあるんです

よ。これが、日付が作成されたのは令和元年6月27日ということなんです。そこからいろんな人の、課長、部長の印鑑が上に座ってるんですけれども、この市長レクの日付が令和元年7月10日なんですよ。

○証人（中村博生氏） は。

○委員（野崎伸也君） はって思うでしょう。未来のことを議事録として残してるんですよ。こういうのが何点か八代市からもらった資料にあるんですけども、そこは今回ちょっと省かせていただくんですけども、ちょっとおかしいなと思うんですけども。その議事録の中に、中村市長宛てに評価基準のちゃんとした資料、見せてあるんですよ。見せてあって、そこでちゃんと協議してあるんですよ。

○証人（中村博生氏） 27日に。

○委員（野崎伸也君） そうですね、日付は27日になってるみたい。先ほど言われた、私は詳しく知らないというような話なんですけれども、その評価基準の中身についていろいろ質疑されてるんです。

○証人（中村博生氏） そうなの。

○委員（野崎伸也君） はい。先ほど言われた、詳しくは知らなかった、副市長が進めていたというのはちょっと矛盾があると、おかしいなと思うんですけど、いかがですか。

○証人（中村博生氏） どういう質問をやってますか。

○委員（野崎伸也君） 見たことないって言われたんですけど、市長レクがあって――。

○証人（中村博生氏） しっかりは見たことない。

○委員（野崎伸也君） いや、協議されてるんですよ、そこでしっかりと。

○証人（中村博生氏） そうなの。

○委員（野崎伸也君） 議事録で残ってるんです。

○証人（中村博生氏） うん。そうか。

○委員（野崎伸也君） 先ほど言われたのとはちょっと。

○証人（中村博生氏） 違う。

○委員（野崎伸也君） おかしいんですけども。おかしいと思いませんか。

○証人（中村博生氏） 俺はそういう認識でおったけんね。しっかり見とらんっていう認識で。

○委員（野崎伸也君） 評価基準案自体しっかり見てないと。出せますか、これ、じゃあ資料として。印刷してきてもらっていいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 資料の一部としてもう出ておりますので、そしたら準備します。小会します。

（午後3時30分 休憩）

（午後3時38分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

○委員（野崎伸也君） 今、印刷いただいたと思いますので、そこ見ていただくと、資料も評価基準の資料がついてて、最終ページにあるんですけども、そのことについて市長は質疑も行っておりますので、ちゃんとその報告を受けて、質疑もして、ちゃんと自分で決めて判断していったというふうに見て取れますけれど、先ほどの大倉委員の発言に対する答弁とは矛盾すると思いますけども、いかがでしょう。

○証人（中村博生氏） ちょっと待ってくださいね。

この市っていうのが私かな。

○委員（野崎伸也君） そうだと思います。

○証人（中村博生氏） 先ほど大倉委員に言ったことと違うじゃないかという話ですが、詳細について知らないということでありまして、質問は質問としてやってるのを今日初めて見ましたし、本当に記憶になかったのが事実であります。

こうやって見ると、そしてまた音声もあると

いうのにはびっくりしましたがけども。

○委員（野崎伸也君） 八代市からこれは提供いただいたものなんですよ。でも、その日付は多分おかしいので、改ざんされてるんだと思います。

○証人（中村博生氏） 何で7月10日なの。

○委員（野崎伸也君） それはまた後ほど八代市のほうには聞かないといけない。

分かりました。記憶にないということでしょうですね。

○証人（中村博生氏） なかった、はい。

○委員（野崎伸也君） 最終的に、ただ、でも判断したのは自分だと、自分の責任だよということでおっしゃったのは間違いないですよ、進まないから。

○証人（中村博生氏） そうですね、判断はもう、決裁は私ですから。

○委員（野崎伸也君） 総合評価方式の件なんですけれども、中村市長は先ほど来、私もそういった建設業をやったんで意外と詳しいんだと。その当時、総合評価方式というのが非常に多くなってきて主流だったと。安全性とか、そういったものが評価されるべきだと、庁舎にはということだったんで総合評価方式でいこうということを示したというような話があったと思います。答弁されたと思います。

○証人（中村博生氏） うん。

○委員（野崎伸也君） ですが、当時の副市長レクというのが何回も行われてるんですよ。これも先ほどいただいた八代市の議事録の中にあるんですけども、同じようなやつですね。そこで、副市長レクの中で、何度も、担当課からすると、総合評価じゃなくて価格評価が一番いいんだと、それが主流ですと、今。調べたところでは、総合評価は今2件ぐらいしかないんですよ。しかもこんな価格が大きいものについては総合評価はしないんですよということは何度も何度も副市長には言われてるんです。

助言されてるんです。

副市長のほうもそっちで進めたいなみたいな話で議事録の中には残ってるんですけども、なぜそのような状況の中であえて総合評価方式をトップダウンで職員に電話してまで言ったんでしょう。それ誰かから言われたんじゃないですか。例えば前田建設とか、あるいは成松さんからとか。

○証人（中村博生氏） それはないです。

○委員（野崎伸也君） もう一回聞きますけど、じゃあ何で総合評価方式にこだわったんですか。

○証人（中村博生氏） こだわったっていうのは、先ほども言ったとおりだと思います。だから、価格競争もいいですけどという話したじゃないですか。ある関係機関でも言われましたけども、普通、今言われるように、価格競争だけというような話されましたけども、やっぱり庁舎ということもある。金額が大きいからと今言われましたけども、そういう後の管理とかもありますし、極端に70%で取ったとか、それ線が決まってるからあるんでしょうけども、そうなった場合、3割引けば幾らになるんですか、うちの場合でいけば、そういうことよりもやっぱりよりいいものを造るためにはという思いが強く働いてたんで、先ほども言ったとおりだと私は思います。

あと、低価格落札というのもまたいろんな問題があるかと思いますが、それで仮に安いから決定しました、ずっと下請する者が何もおらんごとなったりとか、下請にしわ寄せが来るとかというようなのも考えられるんじゃないかなと私は思います。

○委員（野崎伸也君） それじゃあもう一回言いますけど、元副市長は市長も了解済みということ、成松議員がよく言ってたと、よくそういうことを言ってたというふうに証言されてたんですよ。1回じゃないですよ。副市長が言われ

てたんですよ。証言されてたんですよ、そういうことはよくありましたからと。また今度もそうかというような話で、それをうのみにして、その基準案というのをもらいましたよという話だったんですけども、何回もそういったことがあったんですか、これまで。庁舎建設の前もそういうことがあったんですか。

○証人（中村博生氏） 俺の了解を――。

○委員（野崎伸也君） を得てるっていう。

○証人（中村博生氏） 得てる。

○委員（野崎伸也君） はい、成松議員がそういうこと言ってるっていうのがあったんですか。

○証人（中村博生氏） それ自体私が知らないですよ。そんなこと人が言ってくれないと分からないじゃないですか、自分でも。

○委員（野崎伸也君） 市長の耳には入ってこたなかったと、そういうことは。通常であれば、やはりそれはおかしい話であって。

○証人（中村博生氏） うん、ですよですよ。

○委員（野崎伸也君） 多分、副市長が成松議員がそういうことを言われたんでこういうこと検討しましたよと、最終的に市長よろしいですかということを言われたと思うんですけど、言われませんでしたか。成松議員が最初言いましたよって言いませんでしたか。

○証人（中村博生氏） 成松議員が、そこは覚えとらん。

○委員（野崎伸也君） 市長が、こっでよかけん持っていけと、副市長に持っていけて言たって、了解しとらすって。

○証人（中村博生氏） 成松議員に。

○委員（野崎伸也君） いや、違いますよ。成松議員は、副市長に対しては――。

○証人（中村博生氏） 副市長に対してやったってことでしょう。

○委員（野崎伸也君） はい。市長は了解したけんが持ってきたですよって、そればですね。

それ1回じゃなくて何回も何回もありましたと証言されてたんですよ。今回の件じゃなくて。

○証人（中村博生氏） ほかにも。

○委員（野崎伸也君） おかしいと思いませんか。そういう全然入ってこないんですか。

○証人（中村博生氏） 入ってない。あとほかには何があつたでしょうか。それ自体も分かん。

○委員（野崎伸也君） そうですか。参考資料として頂いた音声データの中に、職員さんたちが話をされてるものがあつたんですけど、その中で、中村市長が1回だけはいかかしたとば見たもんなど、成松議員に対してって。

○証人（中村博生氏） そぎゃん音声があつたんですか。

○委員（野崎伸也君） ありました。いつも穏やかな市長が初めて成松議員にはいかいたというその内容が、重要なことは何もいっちゃんおんに言わんでかって、進めやがってからって激昂して怒ったというのがあるんですけども、聞いているんじゃないですか、いろいろとそういう。

○証人（中村博生氏） 重要なこと。

○委員（野崎伸也君） かたられてるというのが何回も、そういうかたられてるというのを実は聞いてたんじゃないですか。

○証人（中村博生氏） 聞いてないと思いますよ。

○委員（野崎伸也君） 初めてですか。

○証人（中村博生氏） その音声――。

○委員（野崎伸也君） 音声は聞いてないと思いますけども、成松議員が、市長はこれ了解済みだけんっていう話を何回もされてたっていうのは……

○証人（中村博生氏） 知らない、知らない。

○委員（野崎伸也君） 知らないですか。分かりました。通常やったら怒りますよね、そういうことされたら。

○証人（中村博生氏） そらそうですよ。

○委員（野崎伸也君） 何様のつもりやって怒りますよね。

○証人（中村博生氏） いつ言うたわいぐらいは言うわな。

○委員（野崎伸也君） 1回もなかったんですか。

○証人（中村博生氏） ないない。

○委員（野崎伸也君） そうですか。分かりました。

あと、庁舎建設の話だけじゃないと思うんですけども、いろんな重要案件については、職員の方は市長に説明する前に自民党レク、成松議員とか橋本議員とか、そういう役職をされてた方とかにはまずは説明をして、そして了解を得られたら私のところに、市長のところに来いという話を奨励してた。そういった証言があつたんですけども、中村市長は、先に私に重要案件を言ってくる前に、ちゃんと自民党レクをやった後に来なさいよということを言ってたんですか。

○証人（中村博生氏） そんなこと言ってませんよ、まず私でしょう。

○委員（野崎伸也君） そういう証言があつたんですけど。

○証人（中村博生氏） だから、そういう証言、ちょっと自分じゃ信じられないな。

○委員（野崎伸也君） ではですよ……

○証人（中村博生氏） 何でそっちに先に行つて、その後けなんの言うもんですか。

すみません、八代弁で。

○委員（野崎伸也君） いや、いいんですけど、私も八代弁なんでいいんですけど。

証言があつたんで今聞いているんですけども。ということは、そういったことはあり得ないと、私は言ったことないと。

○証人（中村博生氏） それを奨励はしてませんよ。

○委員（野崎伸也君） ただ、自民党レクとい

うのが頻繁に行われてるんですよ。その議事録も残ってるんですよ。

○証人（中村博生氏） 議事録も。

○委員（野崎伸也君） はい。それは御存じでしたか。庁舎建設に関しても、ほかのことも多分あったんでしょうけども、庁舎建設に関して……

○証人（中村博生氏） 議会対策についてはあったかもしれませんが、ほかのあれについては知らないです。議会前ぐらいとかはあったと思いますけどね。

○委員（野崎伸也君） その対策というのは何の対策ですか。

○証人（中村博生氏） 議会対応を含めてじゃないですか。

○委員（野崎伸也君） それは一般的ですか。元市長の中では一般的なことだと。

○証人（中村博生氏） 一般的ちゃうか、前からそういうあれがあってたんでしょう。何か私も言われましたよ。私になってからあざんになったとか言う人がおって、そうじゃなからってというのは言いましたよ。

○委員（野崎伸也君） そうじゃないっていうのはどういう意味ですか。

○証人（中村博生氏） 以前からありよったっちゃう話ですたい。

○委員（野崎伸也君） 自民党に対してですか。

○証人（中村博生氏） それは分かんけど。

○委員（野崎伸也君） いや、一般的にはおかしいと思いませんか、それをやるということは、議会の前に。

○証人（中村博生氏） 私が推奨しとったわけでもないし。

○委員（野崎伸也君） それは元市長が任期の間、市長の間は行われていたっていうのは御存じない。1回も御存じない、聞いたこともない。

○証人（中村博生氏） 聞いたことはあると思いますが、そんなに頻繁にやってるとは知らんですよ。

○委員（野崎伸也君） それは認識的におかしいことだというふうにはやっぱり思わずにスルーしたわけですね。

○証人（中村博生氏） スルーっていうか、だから私になってからじゃないというような話を聞いてたんで。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。私になったときに、それはいけないことだと、やめるべきだというふうには思いませんでしたか。

○証人（中村博生氏） 思っていないでしょうね。

○委員（野崎伸也君） 議員に対して、この入札に関しても、そういったレクがあつてるといふのは非常におかしいですよ、一般的に。

○証人（中村博生氏） 入札にレクはもつてのほかじゃないですか。

○委員（野崎伸也君） それが行われてたんですよ。

○証人（中村博生氏） それ自体は私も知らないし、入札の関係でわざわざ報告ですか、それが残ってるっちゃうことではない。

○委員（野崎伸也君） じゃあ、違う質問でいきますけど、前田建設側のほうが落札した後に、約13億円不足するというような話、これは表現の仕方だろうというような話もされたんですけれども、持論として不足が出るのに何で入札したかと。それが分かった時点で辞退すべきだろうというようなことを言われたと思うんですけれども、この13億円不足すると前田建設側が言ってきた後に、庁内協議が何回も何回も行われてるんですよ。

○証人（中村博生氏） 庁内協議が。

○委員（野崎伸也君） はい、庁内協議。何回も何回も行われて、もちろん成松議員も入ったりとかしながらやってるんですよ。

○証人（中村博生氏） 協議の中に。

○委員（野崎伸也君） はい、やってるんですよ。やってるんですけども、それは全然市長としては知らぬこと。

○証人（中村博生氏） 知らない。

○委員（野崎伸也君） そういう協議やってること自体が分からなかったと。

○証人（中村博生氏） 知らないです、はい。

○委員（野崎伸也君） 最終的に潮崎部長から報告を受けましたよね、これで協議を打ち切りますよって。方針としてはこういうふうになりますよって。そこまで全く知らなかったっていうこと。

○証人（中村博生氏） うん、知らないです。

○委員（野崎伸也君） そこで初めて知ったってこと。

○証人（中村博生氏） うん。

○委員（野崎伸也君） 成松議員が入ってそういった協議がずっと行われてきたというのは無駄なことだというふうに思うんですけども、これについては知らないということなんで、非常に損失ですよ、八代市としては。仕事させてないって話なんで。無駄なことをさせてるってことは、そこも全然分らないと、知らないということではよろしいですか。分かりました。

結果的に、成松議員は逮捕されたっていうのは6000万円もらったということで逮捕されたというのがあるんですけども、単刀直入に、中村市長はもらってないんですか。

○証人（中村博生氏） もらってませんよ。

○委員（野崎伸也君） 一切。成松議員からもらってない。

○証人（中村博生氏） もらってないですよ。

○委員（野崎伸也君） 前田建設からもらってない。

○証人（中村博生氏） もらってないですよ。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

最終的に、13億円不足というのがあったん

ですけども、前田建設側に潮崎部長が協議はもう打ち切りますよという話で報告がありました。その後なんですけれども、この13億円というのは多分入ってないと思うんですよ。幾らか、幾ばくかは入ってるというふうに思うんですよ、前田建設側に。

○証人（中村博生氏） 側に。

○委員（野崎伸也君） はい。不足しますよって言ったんですけども、それから協議をしていろんなことをやって、少しは足しをつけてやったと思うんですよ、プラス分を。

○証人（中村博生氏） 付け足して。

○委員（野崎伸也君） 足して、13億円が不足って言ってたんですけども、その不足分を少しはどうにかしてやったというふうに思うんですけども、そこは認識はありませんか。

○証人（中村博生氏） その辺の認識ないな、いろいろない。

○委員（野崎伸也君） 利益が出ない工事を完成させたじゃないですか。完成する前に成松議員には、多分、6000万円渡ったと思うんですけども、前田建設工業は利益がないのに何で6000万円渡したんですかね。

○証人（中村博生氏） 私に聞かれても分からないですよ、それ。

○委員（野崎伸也君） そうですか。

○証人（中村博生氏） 私に聞かれても分からないじゃないですか、そんなの。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

あと、市庁舎建設に関して、職員さんでいろいろ人事とか、いろいろなことが変わったりしてたんですけども、あるんですけども、ここに、新庁舎建設課にいた人がどっかに行ったとか、いろいろあるんですけども、昇任とか昇格とか、そういうことに対して中村市長は関与してたんですか。人事。

○証人（中村博生氏） 人事に。

○委員（野崎伸也君） 関与してましたか。

○証人（中村博生氏） 人事にはあまり関与してないと思いますよ。

○委員（野崎伸也君） 関与してない理由は。

○証人（中村博生氏） 大体もうつくってる。やっぱり職員信頼していますから。職員みんな知ってるわけじゃないし。

○委員（野崎伸也君） あまり関与してない。

○証人（中村博生氏） うん。

○委員（野崎伸也君） その人事に議員が関与してるっていうのが、特に成松議員とか、あったというふうにあるんですけれども、証言もです。それに対してはどう思われますか。

○証人（中村博生氏） それはあってはならんことでしょう。

○委員（野崎伸也君） 実際それが起こってるんですけれども。

○証人（中村博生氏） 本当に。

○委員（野崎伸也君） あったんですけれども、あってるんですけれど。

○証人（中村博生氏） 今も。

○委員（野崎伸也君） 今は知らないですけど。そこについては関与してないと、あまり関与してないと。

分かりました、一旦終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） 時間もそろそろ長時間なってきましたし、どなたかほかありませんか。

○委員（山本敬晃君） 今、野崎委員から質問があった自民党レクについてなんですけど、前からあったというお話が前市長からありましたけど、市長も以前は自民党の八代市議として、また自民党の熊本県議としてされてこられましたけど、そのときもそういった自民党レクっていうのはあったんでしょうか。

○証人（中村博生氏） 自民党レク、あれは自民党レクちゅうか、市議のときはそういうの覚えてないね。いっぱい会派もあったし、県議のときはもう全体的なあれぐらいかな。委員会別

ではあったような気がする。

○委員（山本敬晃君） 今回の証人の方の証言の中で、私たち議員には議案説明会があるんですけれども、ではなくて、自民党の八代支部に執行部の皆さんが行って、そういったレクをしてたという証言があったんですけれども、それは御存じですか。

○証人（中村博生氏） レク、自民党支部で。

○委員（山本敬晃君） はい。八代支部に行かれてそういったレクをされてたというお話があったんですけれども、それは御存じですか。

○証人（中村博生氏） レクをね、それ知らないね。

○委員（山本敬晃君） 御存じない。今までの委員の方がいろんな質問されたんですけれども、市長がそういった指示をされてなくて、でも、証人の方はそういった市長からの指示があったとか、そういった食い違いが既にいろんなところで出てきてて、これはしっかり解明しないと、八代市政が今までどうだったのかとか、結局一番最終責任者の市長が指示してないのに勝手に誰かが指示をしてなのか、勝手に職員さんがしたのか、あるいは議員さんがしたのか、分からないですが、これ解明しないと、市長もおっしゃったように、これは大きな問題だと。私もそれは思うんですよね。そこは市長、できる範囲ではお答えいただきたいんですけれども。

その中で、さっきもう1件、人事のこともあったんですけれども、私も証人の方から、その質問をして、成松議員から誰々をどこどこにと、そういったのがあったと。全部は聞いてないけれども、その要望を聞いてたことがあったというお話があったんですけれども、そういったことは市長は御存じなかったですか。

○証人（中村博生氏） 記憶にないな、そういう。

○委員（山本敬晃君） 記憶にないって、そういったことは事実 wasn't.

○証人（中村博生氏） 後からは聞いたかもしれんね。

○委員（山本敬晃君） この百条委員会見でってことですか。

○証人（中村博生氏） 異動した後ぐらい、年度替わりしか異動ないじゃないですか。

○委員（山本敬晃君） はいはいはい。そのときに成松議員から――。

○証人（中村博生氏） 理由は覚えとらん。

○委員（山本敬晃君） 覚えてない。

○証人（中村博生氏） うん。

○委員（山本敬晃君） 聞いてないっていうことですか。

あと、成松議員との関係で伺いたいんですけども、証人の方の中で、成松議員の経営されるお店に呼び出されて、そこでいろんな今回の事件に関わる話をされたということがあったんですけども、市民の方から、中村前市長と成松議員が成松議員のお店とかで会をしてたと。定期的な飲食を伴う会、いわゆる講金ですかね、そういったのをされてたということですけど、それ事実ですか。

○証人（中村博生氏） それ事実ですけど、講金じゃないです。

○委員（山本敬晃君） 会をされてたというのは事実。その中に、ほかの自民党議員さんだったり、あとは今回、この事件に伴って逮捕、起訴された方とかは入ってらっしゃいますか。ほかの自民党議員の方だったり、今回の事件で逮捕、起訴された方がいらっしゃいますけども、そういった方で入ってらっしゃる方はいらっしゃいますか。

○証人（中村博生氏） だから、逮捕は誰かい。

○委員（山本敬晃君） あまり個人名をここで言うのはあれですけどもですね。

○証人（中村博生氏） 誰がいたかな。

○委員（山本敬晃君） 入ってないですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 被告名だったらはっきり言ったらどうですか。

○委員（山本敬晃君） あまりそこはあれですけども。結局、何で今回こういったことで成松議員がそういった力を発揮できたのかというのは、しっかり私は検証すべきだと思いますし、その中で、成松議員のお店でそうやった定期的に中村市長と成松議員を含めたそういった会もされてるってことで、やはりそういった市長との関係があってから、職員の皆さんはそれを多分見てると思うんですよね。その中で、職員の方々も、成松議員との関係だったり、そういうのを見て、人事の件もそうですけども、そういったことで私はなってるんじゃないかなって思ってるんです。だから、そこはちゃんと私も前市長に確認したいですし、そういった中でお店に行かれて、一緒に飲み食いをされて、そういったところで市政に関するお話とかはされてたんですか。

○証人（中村博生氏） 市に関する話ってほとんどなかったような気がするけどね。

○委員（山本敬晃君） 分かりました。

そういった特定の議員さんとだけそういった会をするというのは、やっぱり悪くないと思ってるんじゃないかなってこと。

○証人（中村博生氏） 私は案内があれば行くし、山本議員から案内のあれば私行きますよ。

○委員（山本敬晃君） 私が関わってたのは、成松議員との会っていうのは定期的に開かれてて、講金じゃないとおっしゃったですけども…

○証人（中村博生氏） 定期的にやってもろうとれば私も行きますよ。だから、特段のお付き合いに見えるかもしれんけど、ただ月に1回かな、集まって、政治的なことはほとんどなかった。今まで行ってたけどほとんどそういう話はなかった。世間話がほとんどだったように思います。

○委員（山本敬晃君） 先ほどの自民党レクについては、御自身が始めたわけじゃなくて、前からそういう慣習といますか、中村市長が市長時代より前もあってたってことでいいですか。

○証人（中村博生氏） 私は聞きましたけど。

○委員（山本敬晃君） 聞きました。

○証人（中村博生氏） だから、私の前の市長さんのときもあったんじゃないですか。坂田市長のときもあったんじゃないですか。よう分からんけど。だから、これ分からんけど、そう聞いたから言ってるの。

○委員（山本敬晃君） じゃあ、中村市長時代にあってるのも自分が指示したわけじゃなくて、ただ……

○証人（中村博生氏） だから、私になってから始まったような話だったけん。

○委員（山本敬晃君） そうそう、そういう話でした、はい。

○証人（中村博生氏） そぎゃんじゃなかったらうって言うた、そう聞いたけんが今話した。

○委員（山本敬晃君） またそこもちょっと食い違ってるということですよ。いいですか。

○証人（中村博生氏） 食い違うっていうと。

○委員（山本敬晃君） その証言された方の証言と今。

○証人（中村博生氏） そうなるよね、何かね。自分的にはそぎゃん思っとるけんが。

○委員（山本敬晃君） であれば、今後、この問題に関して、また今までの八代市政がどうだったについては、やっぱりもうちょっと調査が必要かなというふうに私は思います。何で市長が指示してなくて、別の方、職員が勝手にされたのか、もしくはほかの議員さんがそういった話をされて市政が動かされてたっていうのは、また今後、しっかり調査すべきだなというふうに思いますけども。

私からは以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんでしょうか。

少し短めでよろしくをお願いします。

○委員（深田浩介君） 分かりました。

さっき木村委員と野崎委員の質問とちょっとかぶるところがあるんですけども、さっき副市長から評価案が提示されて、成松議員は了承済みって言われてたということで、元副市長のほうは、成松議員から了承済みで聞いてますけどとか、そういった話も全然なかったんですかね。

○証人（中村博生氏） なかったと思いますけどね。ただ、市長からは了解済みとか何度も出とるけど、それを聞いて副市長が来らしたっでしょうけどね。

○委員（深田浩介君） 私がもしその立場だったならば、成松議員からこうやって了承済みで聞いてますけど、この案でいいですかっていうのを聞くと思うんですよ。

結局、最終的には課のほうから上がってきた案を二、三日副市長が預かれて、最終的には成松議員からもらった案をそのままそっちのほうにすり替えて、そっちを市長のほうに持ってこられたと思うんですよ。それを採用されてるっていう過程があるんですけども、そのところがちょっと気になってですね。通常だったら、こう聞いてますけどって市長に確認すると思うんですよ、副市長だったらですね。

○証人（中村博生氏） 預かっとなつちゅうとも知らんしな。議員が持ってきたのをそのままちゅう話なんですよ。

○委員（深田浩介君） そうですね、課から上がってきたのは、もうそのまま採用されずに、成松議員からもらったやつ、言われてる前田建設からもらったやつっていう案になりますけど、それが採用されてるわけなんですけども、それも全然知らなかったということですかね。説明もなかったということですか。

○証人（中村博生氏） 詳しくはなかったと思いますよ。

○委員（深田浩介君） 分かりました。

あと1点だけ。前回の課長の答弁の中で、恫喝される恐れがあるので前田建設をリストに入れたとかいう話があったんですけども、成松議員が職員に対して、念書要求とか恫喝されたというのを聞かれたことっていうのはないんですかね。職員さんたちは結構知ってらっしゃったんですけども。

○証人（中村博生氏） ありませんね。

○委員（深田浩介君） 全くないですか。

成松議員が市長を守るとか、市長に確認済みでさっきのように言っていたので、結構近い立場にいらっしゃったのかなと、周り、私からすればそう思うんですけども、そういったことはないんですかね。

○証人（中村博生氏） そういうことはないです。本当にそういうあれで、周りの人はえらい近かっていう思い、私、八代じゃなくてよそに行ったとき言われたことがあるから、ええと思ったことはあります。

○委員（深田浩介君） じゃあ、そこはもう否定されるっていうことですかね。

分かりました。以上です。

○委員（木村博幸君） 最後の質問です。

新庁舎建設工事の一連の不正について、前田建設の本社、東京のほうから、官製談合の時効が過ぎてからですけど、警視庁のほうに不正の事実が届けられましたよね。それで、実際八代で起きたのは、全国的に有名になっちゃいました。残念なことで、非常に不名誉なことだと私は思います。

それで、このようなことを繰り返さないためにも、当時の行政のトップとして采配を担った立場から、何が一番の原因だったのでしょうか、お答えください。

○証人（中村博生氏） 何が一番の原因かな。

こういった事態になって、本当にびっくりもしますけど、司法が動いてるこういった状況で、大変遺憾に思っておりますけど、当時市政をあずかっていた自分として、本当に市民の皆さん方に本当に申し訳なく思っているところであって、これについては、この百条委員会で今糾明をしておられますので、どんどん進めていただくこと、そしてまた、市政と議会がやっぱり、今、悪い形とは言いませんけど、もっともっとよりよい、よりよい八代市をつくり上げるためにも、議員さんの力も必要だと思いますし、そういった形を早く構築していただくことも大事なかなと思います。

この全国的にも違う意味で知られわたっておりますけども、これをやっぱりいち早く立て直すこと、それについては私も一市民として物申すあれも至らないかもしれませんが、そういったことができればと思いますし、小野市長が今いろんなことをやろうとしておられますので、そういった形が出来上がればなというふうに思っているところでありますので、反省は反省として私も大変皆さん方にも御迷惑かけてるというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員（木村博幸君） 一番の原因は何だったんでしょうか。

○証人（中村博生氏） 原因は、協議しても伝わってなかったのが一番の原因かな。よく分か——、うーん、ちょっと急に言われたんで分かりませんが。

○委員（木村博幸君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員（北園武広君） 時間もかなり来たんですけども、先ほど市民に対する思いの弁を述べられたんですけど、ちょっと思いの丈を聞きたいなと思って、市の職員並びに今の市民の皆さん方に対する現在の率直な思いっていうものをお聞かせいただければなというふうに。

○証人（中村博生氏） 職員と市民の皆さんに。

○委員（北園武広君） 市民の皆さん方に対して。

○証人（中村博生氏） 言ったような気がするけど。（「言ったよ」と呼ぶ者あり）職員については、本当に真面目に一生懸命仕事やっております。大変信頼もしてましたし、皆さん方もそうであろうと思います。

しかしながら、今回のこの件について、やっぱり職員間同士でも何かいろいろあるような話も聞かないでもありますので、それをいち早く、昔と言うと表現が悪いですけど、そういったことを議員の皆さん方にもいろんな形でつくり上げていただければと思いますし、あとは市民の皆さん方には、先ほども申し上げましたけれども、私が市長であったばかりにというような思いもありますが、私も市の発展のために皆さん方と共に一生懸命やってきたつもりでありますので、市民の皆さん方にもいろんな御心配、御迷惑、いろんな意味で今回の件についても、いろんな思いがあられると思いますけど、これを一緒になって乗り越えていかなければ、よりよい八代をつくり上げるのは大変遅くなるかなと思いますので、これをいち早く、いち早く動いていくことが一番大事であろうと思います。

市民の皆さん方には本当に申し訳ない気持ちでいっぱいではありますが、引き続きこの案件についての糾明についても見守っていただければというふうに思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでございます。大変長くなりましたが、以上で証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人におかれましては、長時間ありがとうございました。

それでは休憩いたします。

（午後４時１６分 休憩）

（午後４時３０分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

◎その他

○委員長（中山諭扶哉君） 最後に、２、その他についてですが、前回の本委員会にて自由民主党八代地域連合会会長原田様及び廣田弁護士様に対し、本委員会の公正な運営及び証人の証言環境に関わる事項について照会を行い、文書にて回答を求めているものでございます。Side Booksに回答書を格納しておりますので御覧ください。

まずは、自由民主党八代地域連合会原田会長様分を御覧ください。

皆様から何か御意見等ございませんか。

○委員（木村博幸君） 昨日、回答書のほうを見させていただきました。非常にきちんと項目ごとに一応回答はされてるようには思いますけど、まだ事実と矛盾する説明が複数含まれていると私は思っております。この点は看過できないというふうに思っております。

まず、照会項目の１と２ですけど、回答では弁護士への相談依頼があるとしながら、守秘義務のため回答できないとされておりました。

しかし、照会で求めたのは、委員会に提出された資料の提供の経路、関与の有無です。弁護士法２３条の守秘義務とは無関係なところでございまして、回答書の中からすると、村川委員は委員会協議の場で次のように説明されておりました。当該弁護士は、自民党地域連合会の弁護士であると。それから、成松議員及び地域連合会が契約してると。そういうことで、弁護士はこういう扱いの中でされております。

私たちが照会をした照会項目の１と２番については回答を避けてはいけないというふうに私

は思いますので、この辺は非常に疑問に思っております。

それから、次の照会項目の3から7になるところですけど、資料の入手とか共有時期に関する不自然な説明になっておりました。回答書では4月14日、私たちのこの委員会ですけど、委員会前には資料を入手していないというふうに述べられております。委員会終了後に共有したというふうになっておりますが、それはちょっとおかしいのではと思います。

この委員会があったのは6月15日で、橋本委員のほうから、委員会前日に弁護士から入手したというふうな発言がありました。また、廣田弁護士自身も報告書というところでは、小島なり百条委員会関係者の犯罪行為を立証できる証拠を提供したとして記載してありました。資料提供の事実は認めてらっしゃいます。

そういうことで、地域連合会は委員会前に資料を入手していないと主張はしております、しかし、資料提供者、廣田弁護士と受領関係、前日もらったという、委員会前に入手したという証言とは全く食い違っております。

これは重大な矛盾が生じてるんじゃないかなというふうに思いますので、この矛盾を、この照会項目の3から7の回答が虚偽であるんじゃないかなというふうに強く考える次第でございます。

それから、外部ジャーナリストとの接触に関する不誠実な回答になりますけど、照会項目9、10になりますが、外部ジャーナリストの接触の有無、内容、時期について、事実確認を求めた内容になっておりましたが、回答書では不当な介入や指示を受けた事実はありませんと、回答すべき事項はありませんとされておりました。

しかし、委員会に提出された参考音声データには、委員会に提出された音声データには次のような発言が記録されております。

櫻井ジャーナリストについてですけど、匿名資料は古閑迫氏と小島氏が出したものと。それから、委員会の進行は予定どおりとか、あとは、木村庄之助は小島さんですからねとか、出来レースと言われるから危ない。このような音声ですけど、これは、実は議員が外部ジャーナリストと接触し、委員会資料の出どころや委員会運営について協議していた事実を示しているというふうになってると思うんですけど、この回答書の中ですけど、この点を完全に否定されております。照会の趣旨に沿った回答とは思えないというところもあります。

まだまだ続きます。照会項目の11、12です。これは証人への働きかけに関する不適切な正当化というふうに見れると思うんですけど、項目の11と12については、証人への働きかけの有無、内容、目的について、事実確認を求めた内容でございましたが、回答書では、不当な圧力は一切ありません、それから偽証の疑いがあるため正当な対抗処置でありますと述べられております。

しかし、議長通告が5月11日付で次のように指摘はされておりました。紹介しますと、証人への告発予告は不当な圧力であると。それから、証人の人権を阻害する言動は慎むべきと。それから、議会の秩序を著しく害しておりますというふうな内容だったんですけど、つまり議会として正式に不当な圧力と認定しているにもかかわらず、この回答書によると、これを何かを正当化するような形で、これを当てはめると議会の判断を否定する内容と言って過言ではないのかなというふうに思ったところでございます。

私が思ったのはそういったところでございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかに意見ございませんか。

○委員（木村博幸君） ほかなければ、続けて

……

○委員長（中山諭扶哉君） ちょっと待って、まだ。

続きまして、廣田弁護士様に対しての回答書が届いておりますので、そちらのほうの御意見をお願いします。

○委員（木村博幸君） なければいいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） はい。

○委員（木村博幸君） それでは、廣田弁護士の照会に対する回答ですけど、いろいろ簡潔に述べられておりますので、残念ながらこの文章では私たちが出した照会の核心部分については一切回答がなされておりました。

むしろ、委員会の調査権限を否定して委員会側を威圧するような内容です。もう誰が読まれても多分そう受け取れるとしか言えないような内容だと私は思っております。

私たちがやっとなる地方自治法の100条に基づく調査ですけど、議会に付与された公的権限でありまして、委員会は調査の適正性を確保するために資料提供者の立場とか、取扱経緯とか、真正性を確認する法的義務を担っているわけでございます。

そういうことを踏まえながら、次ちょっと思ったところが、うち側の照会項目の10項目です。ジャーナリストを名のる人から資料提供、相談、連絡、その他の接触を受けた事実がありますかという照会に対して、今回のこの簡略化されたような回答では全くもってこの点には完全に沈黙されております。回答拒否と受け取れば、私はもう回答拒否だったんだなというふうに受け取ってしまうところでございます。

そういったところで、ほかもあります。委員会への威圧的記述についてです。廣田弁護士の回答書には以下のような記述が見られます。性懲りもなく、今回の偽証罪を隠蔽するためにためにだけを目的としてテンテン、嫌がらせとも取れる照会に応じる必要は全くありませんとい

うふうな表現でございました。

これは、議会の調査権限を嫌がらせと断じたわけですから、照会に応じる必要はないとする極めて不適切な表現ではないかなというふうに思っております。

また、その照会の目的ですけど、偽証罪の隠蔽ではなく委員会に提出された資料の真正性、取得経路、提供目的を確認するための法的手続であることは、私たちは明白と私は思っております。廣田弁護士の記述では、委員会の調査権限を不当にあがめるのものであると、どうもこれは看過できないと私は思っております。

それから、資料の取得経路に関する矛盾でございます。廣田弁護士の回答書では、違法に取得したものではありませんというふうに言い切っております。しかしながら、照会項目の3から7で求めた撮影者、撮影日時、取得経路、真正性の確認方法については一切回答されてなかったじゃないですか。ここを回答せずに、違法に取得したものではありませんと言い切るだけでは、何ら私たちが求めた回答は得られないというふうに思います。

そういったところで、私は今ちょっと思っているところです。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかに意見ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 2件まとめてというような意見になりますけど、原田会長のほうについてですけど、百条委員会が求めた期限までにこうやって回答をいただいたといったところについては、誠意を感じるところがあったかなというふうに思います。

ただ、内容的には、木村副委員長がおっしゃったようなところもあるようですし、もう少し現状とマッチするようないかなところが必要なのかなというふうに感じたところもありました。

あと、廣田弁護士のほうについては、もう完全に我々が尋ねたことに対して否定をされてい

るというようなところもありますので、もう少し何か歩み寄っていただきたいなというところも感じるところがあります。再度お尋ねをしてみることも方法かなというふうに思っております。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでございますので、そうしましたら委員長のほうから、もう皆さんにお諮りをしたいというふうに思います。

今、大倉さん言われたように、委員長としてもちょっと不足だなというふうに思います。再度、このお二方に対して質問のほうをしたいというふうに思いますが、これに御異議はございませんか。ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） じゃあ、再度、質問をさせていただきます。

次に、橋本委員より、本委員会における調査の公正性及び妥当性に関する検証の申出が上っております。

この件について、議題とするか皆様と協議したいと思いますので、何か御意見等ございませんか。

○委員（木村博幸君） せっかく本人いらっしゃるので、説明していただけるといいですけど。

○委員長（中山諭扶哉君） これを議題に上げるかどうかですから。

この件について、御協議をお願いしたいと思います。

○委員（村川清則君） こういう情報もあるということです。先ほど木村副委員長もおっしゃいましたけれども、提出者の趣旨弁明と言うのか、何か思いも聞いていただければと思いますが。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、そういう声が上がりましたので、内容については1個1個は触れられずに、この3点の件について簡潔にまとめて話をさせていただいてよろしいですか。説明をしていただいてよろしいですか。

○委員（橋本貴喜君） それでは、提出した提出者として、本委員会における調査の公正性及び証言の妥当性に関する検証の申出について御説明をさせていただきます。

3点検証を申し入れております。1、証人による証言の偽証疑いに関する検証。2、匿名資料の送付者特定及び情報の不正共有に関する検証、3、委員の利益相反に関する適格性の検証。これら3点は委員会の運営上根幹に関わる部分ですので、ぜひ皆さんと共にしっかりと検証を行いたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

それでは、御意見等ございませんでしょうか。

○委員（木村博幸君） 3つある中で、まず申出項目の1といえますか、偽証疑いに関する主張についてでございます。

申出書では、古閑迫氏の証言は偽証であると断定し、直ちに告発を検討すべきと主張されております。しかしながら、以下の点で申出書の主張はどうかというところです。

1点目が、偽証の判断は委員会の審査等議会の決議によるものではありませんか。地方自治法100条第9項ですけど、偽証の告発の主体というのは議会の本会議であります。これは明確に規定はされております。今ここで出るのは、もうこれでいくと個人名でございまして、個人が断定しつていうのはですね、非常に委員会に圧にかけることになるのじゃないかな、議会の制度の根幹を否定するような行為につながるんじゃないかなというふうにも受け止め

れるかなというふうに思います。

2点目ですけど、偽証の真意は委員会での総合評価にもよるんじゃないかなと思います。証人の証言は、資料とかほかの証人の証言、職員の説明とか行政文書などを総合して評価されるべきであります。単一の音声データとか一部の資料のみで判断することは不適切というのはいすね、皆さんも御存じのところであります。

3つ目に、音声データですけど、証拠能力が未確定といいますか、申出書で引用されている音声データですが、取得の経路、編集の有無とか、発言の前後の関係文脈がまだ不明といいますか、参考データ程度というふうに私は思っておりますが、これは、今、本人さんと呼んで、これはあなたですよっていう確認をそれぞれを取っていったる段階でございます。多分、全員そろふことはちょっと難しいかもしれませんが、主要な方と呼んで、今から音声データを聞いていただいて、そういったところの確認をして、初めて本当にデータとして取り扱えるのかなというふうにも思っておりますので、その辺はちょっと皆さんの個人差はあるかと思っておりますけど、そういった作業も終わってないので、いかがかなというふうに思っているところです。

それから、続けていいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） はい。

○委員（木村博幸君） 申出項目の2番目です。匿名資料に関する主張についてでございます。申出書では、匿名資料は、証人と外部のジャーナリストの自作であると断定されておりますけど、私的には次の点で申出書の主張は成立しないんじゃないかなというふうで4つほど考えております。

1つ目が、匿名資料は委員会で正式に採用されておられません。委員会は匿名資料について、証拠の採用の可否を慎重に審査しております、正式な証拠としては扱っておりません。そういうことで、皆さん参考資料、参考資料と、

何遍も言いますけど参考資料でございます。私はそう思っているところでございます。

2点目は、資料の出どころは委員会が調査中であり、断定はまだ不適切かなというふうに思います。資料の作成者とか提出経路については、委員会が今、残念ながらそこを詳細にまだ調査はしてないところでございますが、現在もその辺を進めている段階と言ってもまだ過言じゃないのかな、あくまでもこれは参考資料に基づいて百条委員会で使わせていただいているというところでございます。

そういうことで、委員個人が自作であると断定するにはちょっとまだ早いかなというふうに思いますし、まだ調査が全て終わってないので、断定はちょっと無理かなというところがあります。

3点目ですけど、委員会外での資料共有の有無は未確認でございます。申出書には、事前共有があったと断定してありますが、委員会としてはその事実は確認できておりません。断定的な記述というのが委員会の公正性を損なうものではないかなというところで、これは少し慎むべきかなというふうに思っております。

それから3つ目、委員長及び委員の利益相反の主張についてでございます。申出書については、委員長らは刑事告発の当事者であり利益相反であると主張されております。しかしながら、この主張は以下の理由で成立しないと私は考えます。

1つ目は、地方自治法は告発者の委員の就任を禁止しているわけではございません。地方自治法100条には、告発者が委員になることを禁止する規定は存在しておりません。委員の選任は議会の権限でありまして、議長、副議長の判断に基づき適法に行われておりました。私たちの選出もそうでありました。

次に2点目としては、告発は市民としての行為であって、委員としての職務とは別です。委

員長及び委員が行った告発は、市民としての権利の行使であると私は考えますし、委員としての職務とは法的に区別されるものではないかというふうな考えであります。

3点目は、委員会の調査ですが、これは行政調査であり、刑事捜査とは全くの別物でございます。百条委員会は行政調査の機関であり、刑事責任の判断は捜査機関のものでございます。告発者が委員であることが調査の公正性を損なうという主張は、法的根拠には少し欠けるんじゃないかなというふうに思います。

そういうところでございます。

○委員（橋本貴喜君） 今、木村副委員長のほうで匿名資料の送付先については、今調べを進めていると言われたんですけど、進めているということは、この申出書は採用していただけるという理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（中山諭扶哉君） いや、それも今、ちょっと――。

○委員（木村博幸君） ニュアンスが違いますね。

○委員長（中山諭扶哉君） 私が話してる分と違いましたね。採用するかしないかを話してる状況でございますので、ちょっと内容については入り込み過ぎたかなというふうに思いますけど。

○委員（木村博幸君） ああ、そうですか。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（深田浩介君） こういった申出書が出てくるわけですが、そもそもこの中の内容の中で、まずこの検証をする前に、資料を提出されたけん、この前委員会でも出ましたけど、それは本人で音声データなり写真なり、そういったのをどこから入手して、どういった経路だったのかを分からないことには、これが真偽が分からないことに対して審議するってなことで、その調査は先にはされないんですかね。

○委員（橋本貴喜君） 私もちょうと弁護士さんのほうから頂いておりますので、それ以上のことは何も、きちんとした正式なルートで頂いております。

そもそもこの委員会では、匿名資料として出どころの分からない送り主も不明の資料を採用したという経緯もありますので、そこについてされるのであれば、まずその匿名資料の解明が一番に来るのかなと思います。

○委員（深田浩介君） いや、そのところ、ちょっとニュアンスが違うと思うんですけど、もう報道の中ではこれ、盗聴なり盗撮なりされた資料というのが出回ってますし、それと同じ扱いにするのはちょっと違うと思うんですよね。盗聴、盗撮の疑いがあるって報道でも言われてるのを弁護士さんからもらったんで正式なものって、そこを先に調べてからこっちの検証にすべきじゃないですかね。

○委員（橋本貴喜君） 盗聴っておっしゃるんですけども、盗聴っていうことは、この音声があるってというのは事実として認められるということですね。

○委員（深田浩介君） だから、それを確認してくださいって今……

○委員（橋本貴喜君） いやいや、そもそもこの音声の事実が問題であって、その入手はその後の話になるかなと思います。まずは、この音声の内容が真実であれば、これは委員会の根幹に関わると私は考えております。

○委員（深田浩介君） そこまで言われるんだったら、もうその出どころを先に示してくださいってことなんですけども。それも分からないって、私は関係ないっておっしゃったんで、そこはちゃんとしてもらうべきじゃないかなと思いますけども。

○委員（橋本貴喜君） なので、私は弁護士さんから頂いた資料ですと申し上げました。

○委員（深田浩介君） だから、弁護士さんか

らもらったっていうのは分かります。でも、弁護士さんがさっきの照会でも何も言われてないですし、どこからもらったとか、出どころは普通確認するんじゃないですか。そこまで言われるのであればですね。

○委員（橋本貴喜君） そんなに疑わしいのであれば、深田委員のほうで直接確かめてください。私はこの資料はきちんとした事実が記録されている資料だというふうに認識をしております。

○委員（深田浩介君） 自民党の連合会でやってもらっちゃって、自分がもらってて、それを私に調べろと言われてたって、私が照会したところで何も答え、今ですね、村川委員のほうにもこの前調べてくださいて、調べますって言って調べてない状態で、私が調べてもそれ回答ないじゃないですか、今。委員会としても出されてる書類にも回答ないんですから。

○委員（木村博幸君） 村川団長、これでいいんですか。橋本委員は、出どころは深田委員調べなさいって、これちょっとおかしいんじゃないですか。

○委員（村川清則君） 委員としての発言ですからね、別に。

あと、事務局にちょっと確認ですけれども、弁護士さんから何か届いてませんか。

○書記（栗山大次郎君） 回答書以外に。報告書が届いて――。

○委員長（中山諭扶哉君） 議題としてのせるには全く関係ない資料ですんで、のせてはないんですよ。

○委員（村川清則君） あ、そうですか。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 3項目めの利益相反って何ですか。

○委員（橋本貴喜君） 利益相反といいますのは、この同様の案件で告発されているというこ

とで、要はこの委員会を利用して、その告発に有利な部分を引き出そうと、そういう動きがあるというところでございます。

○委員（大倉裕一君） 今までの委員会の中で、そういうふうな利益相反と思われるような発言や行為やってますか。

○委員（橋本貴喜君） はい、あつてると感じる部分もございます。

○委員（大倉裕一君） どこですか。

○委員（橋本貴喜君） どのどこという具体的なところは今申し上げられませんが、全体的にそういう感じる部分もございます。

○委員（大倉裕一君） じゃあ、話にならんですね。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでございますので――。（「よかですか」と呼ぶ者あり）もう、大丈夫です。（「しゃべってもらっていいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）ちょっともう諮りたいと思います。

それでは、ただいまの件につきましてお諮りをいたします。

橋本委員からの申出にあった本委員会における調査の公正性及び妥当性に関する検証について、議題とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者 挙手）

○委員長（中山諭扶哉君） 挙手少数と認め、議題としないことといたします。

次に、本委員会の次回の開催日程でございます。決まり次第、招集通知を送付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、その他について何かございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでございますので、それでは、以上で、新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を閉会いたします。

（午後５時０１分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和８年７月１７日

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会
委員長